

令和3年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和3年3月4日（水曜日）

議事日程第1号

令和3年3月4日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 選挙第1号 三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 第5 議案第2号 専決処分事項の報告について
(令和2年度八峰町一般会計補正予算(第7号))
- 第6 議案第3号 八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例制定について
- 第7 議案第4号 八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第10号 八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第11号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第12号 八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第13号 八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第14号 八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第15号 八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例制定について

- 第 19 議案第 16 号 八峰町保育所条例を廃止する条例制定について
- 第 20 議案第 17 号 八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
- 第 21 議案第 18 号 財産の無償譲渡について
- 第 22 議案第 19 号 令和 2 年度八峰町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 23 議案第 20 号 令和 2 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 24 議案第 21 号 令和 2 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 25 議案第 22 号 令和 2 年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 26 議案第 23 号 令和 2 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 27 議案第 24 号 令和 2 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 28 発議第 1 号 予算特別委員会の設置について
- 第 29 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 30 議案第 25 号 令和 3 年度八峰町一般会計予算
- 第 31 議案第 26 号 令和 3 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 32 議案第 27 号 令和 3 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 33 議案第 28 号 令和 3 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 34 議案第 29 号 令和 3 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 35 議案第 30 号 令和 3 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 第 36 議案第 31 号 令和 3 年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 37 議案第 32 号 令和 3 年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第 38 議案第 33 号 令和 3 年度八峰町下水道事業会計予算
- 第 39 議案第 34 号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
- 第 40 議案第 35 号 八峰町教育長の任命について
- 第 41 議案第 36 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 42 議案第 37 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 43 議案第 38 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 44 議案第 39 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 45 陳情第 8 号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情について

- 第46 陳情第 9号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情について
- 第47 陳情第10号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情について
- 第48 陳情第11号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情について
- 第49 陳情第 1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	森田 新一郎	副 町 長	日 沼 一 之
教 育 長	川 尻 茂 樹	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	今 井 利 宏	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	堀 江 広 智	教 育 次 長	山 本 節 雄
産業振興課長	成 田 拓 也	農林振興課長	浅 田 善 孝
建 設 課 長	石 嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工 藤 善 美
生涯学習課長	山 本 望	学校給食センター所長	田 村 高 夫
あきた白神体験センター所長	山 内 章	防災まちづくり室長	内 山 直 光
新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	石 上 義 久		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 船山厚子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和3年3月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、2月25日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開き、2月5日付けで議長から諮問のあった令和3年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から19日までの16日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしました。

なお、付託中及び本議会上程の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

また、一般質問の割り振りににつきましては、明日の締め切り後、議会運営委員会を開催し決定いたしますので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から19日までの16日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本日、令和3年3月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、1月18日の暴風雪警報発令に伴う対応についてご報告申し上げます。

1月28日午後9時49分、「暴風雪警報」が発令され、その後、次の日の午前中にかけて低気圧が急速に発達し、天候がさらに悪化したことから、午後1時31分、町の管理職による対策会議を開催いたしました。

大規模停電が発生した1月7日から8日にかけての暴風雪が想定されたことから、午後3時に「災害対策連絡部」を設置するとともに、住民が安全に避難できる体制を整えるため、午後4時に「ファガス」と「峰栄館」の2カ所に事前避難所を開設することとし、防災無線による住民への周知を行いました。

各避難所には町の保健師を含む3名の職員を配置し、水や食料、毛布、シートマットなどの避難用備蓄品のほか、停電時に備えて石油ストーブや発電機、災害用連絡電話機を準備し、役場では「災害対策連絡部」本部長の副町長と防災まちづくり室の職員4名が当直体制で警戒に当たりました。さらに、町の社会福祉協議会と連携し、一人暮らしの高齢者や車を運転しない世帯など、避難所までの交通手段がない人からの送迎希望に対応する体制も整えて災害発生に備えました。

「ファガス」には、午後5時までに送迎の希望があった一人暮らし高齢者2名が避難され、避難所では、職員が消毒液での消毒やサーモグラフィカメラでの検温を呼びかけるとともに、受付時には保健師が非接触型体温計で検温した後、問診票に沿って呼吸系の症状や倦怠感の有無などを確認するなど、新型コロナウイルスへの感染防止対策を

踏まえた避難所開設・運営にあたりました。

午後9時25分、強風が弱まったことから、避難していた2名が帰宅を希望したため自宅に送り、避難所から無事に帰宅されました。

一夜が明けて、天候が回復に向かい、避難所にも避難者がいなかったことから、30日午前6時に避難所を閉鎖し、「災害対策連絡部」を廃止しました。

今回は、前回の大規模停電で課題となった避難所までの交通手段がない方々への対応として、夜間でも安心して避難できるように自宅までの送迎を行うことができました。また、こまめな消毒や検温、問診を実施するなど、徹底した新型コロナウイルス感染防止対策を行い、避難所に訪れる方々の不安を和らげる対応に努めました。

今後も大荒れの天候や豪雨など、災害が発生する恐れがある場合や発生した場合については、住民への迅速な周知を図るとともに、避難体制を整備するなど住民の安全・安心を第一に対応してまいります。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

世界においては依然として感染が拡大中であり、2月28日現在、感染者数は1億1,000万人以上、死者数は250万人以上となっており、感染者数は増加スピードが落ちてきているものの毎日約36万人、死者数は毎日約1万人増えています。

我が国においては、年明けに1日の感染者数が7,000人を超える日もたびたび現れるなど、急激に感染が拡大し「第3波」のピークを迎え、1月7日の東京都と埼玉、千葉、神奈川3県の首都圏を対象とした緊急事態宣言の再発令、その後の大阪、京都、栃木、岐阜、愛知、兵庫、福岡の3府5県の緊急事態宣言対象への追加、国の「Go To トラベル」の停止などが功を奏し、新規感染者数が急速に拡大し始めた11月初めの状況まで減少してきております。緊急事態宣言地域も首都圏のみとなっております。

秋田県においては、12月下旬から1月に病院や職場におけるクラスターが発生しましたが、2月6日以降、新規感染者が出ておらない状況が続いています。

八峰町におきましては、感染拡大の動向や国や秋田県の動きを見据えながら、節目節目に「新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、町民への感染リスクをできるだけ少なくすることを第一に対応することとし、町民への防災無線による「マスク着用」や「三密の回避」などの基本的な感染予防対策や感染拡大地域への不要不急の移動自粛などを呼びかけてまいりました。

役場職員には、引き続き役場職員関係者からは町民へ感染させないという考え方に立っ

て、緊急事態宣言地域や北関東への往来があった場合は原則として1週間の自宅待機、その他の県外との往来自粛や県外移動届の提出などを申し合わせております。

八峰町でまだ一人の感染者も出ておりませんが、これから大学進学や就職などによる県境を越えた移動の増加や歓送迎会シーズンを迎えることによる感染リスクの拡大が予想されますので、引き続き町民の皆様とともに感染予防対策を徹底しながら、一人の感染者も出さないよう全力で取り組んでまいります。

次に、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について申し上げます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るために、迅速かつ円滑に新型コロナワクチンを接種するため、国が主導し都道府県及び市町村が役割を分担し実施する事業であります。

八峰町が行うワクチン接種については、町内に住所のある16歳以上の町民の皆様に対し行うこととしております。

接種時期については、県が行う医療従事者への接種が3月中旬から開始され、当初3月下旬から開始予定でありました65歳以上の町民の皆様への接種については、4月以降の実施となっており、65歳未満の方については、6月以降の予定となっております。

接種事業の実施につきましては、医師の派遣が必要なことから、能代市が中心となり能代市山本郡医師会と調整を図りながら進めることとしております。

八峰町で行う4月からの65歳以上の高齢者の接種方法については、能代市山本郡医師会との調整やワクチンの供給状況によりますが、現時点では、かかりつけ医での個別接種も視野に入れながら、土曜日と日曜日での集団接種で実施する予定ですが、まだ流動的な状況であります。

なお、準備から実施までの経費については、国が全て賄うことになっており、準備経費につきましては、相談を受付するコールセンター設置に伴う人件費や電話回線の増設、接種券の作成委託料など、取り急ぎ実施する経費を専決処分させていただき、ワクチン接種が遅れることがないよう準備を進めております。

次に、「町内宿泊助成事業」について申し上げます。

昨年10月からスタートした町内宿泊助成事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内宿泊事業者への支援策として、1泊あたり最大5,000円を割り引く内容で、秋田・青森・岩手・山形の4県在住者を対象に実施しました。

事業期間の最終は令和3年2月末日ではありますが、最終の実績がまだまとまっておりませんので、令和3年1月末現在の実績についてご報告いたします。

対象施設であります町内8事業所における個人利用は2,046人、また1棟貸し切り利用は59件でした。助成金額の合計は1,026万4,000円で、予算執行率は約53%となっております。

令和3年2月末の最終見込みでは、予算執行率はおよそ60%程度になるものと見込んでおります。

次に、「事業継続臨時交付金（長期影響分）」について申し上げます。

昨年9月に実施した事業継続臨時交付金は、令和2年3月から6月までの期間における収入減を対象としていましたが、その後も新型コロナウイルスの感染拡大が継続しており、多くの事業者において長期的にも厳しい状況となっていたことから、令和3年1月からその第2弾として「長期影響分」の交付金事業を実施いたしました。

支給金額の上限は、減収率20%以上で50万円、同じく15%以上20%未満で30万円とし、第1弾よりも20万円から30万円引き上げる内容としました。

最終的には、申請件数は145件、交付金額は5,047万9,000円となりました。これは、第1弾と比較しまして、件数では48件少ないものの、金額では1,267万9,000円多い実績となりました。

次に、「第2次総合振興計画後期基本計画」について申し上げます。

平成28年度を初年度とする10年間の「第2次八峰町総合振興計画」については、今年度、前期基本計画の最終年度となることから、来年度からの後期基本計画の策定に取り組んでまいりました。

「後期基本計画策定審議会」の委員には、若い委員を意識的に多くした20名を委嘱し、昨年12月21日に開催した第1回目の審議会から4回にわたり開催し、前期基本計画の実績の検証をはじめ、町が提案した後期基本計画の具体的な施策や成果目標などについて、活発な意見交換が行われました。

まとめ上げられた後期基本計画については、3月1日、太田治彦審議会会長から答申書として提出していただきました。

令和3年度から5カ年の行政運営の指針として、きめ細かな行政サービスを提供しながら、「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」づくりの実現に努めてまいります。

なお、総合振興計画審議委員の皆様には、ご多用中にもかかわらず本計画策定にご尽

力をいただき、深く感謝申し上げます。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会について申し上げます。

1月29日、再エネ海域利用法に基づく、「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」の第2回目の会合が開催されました。

第2回目の会合では、初会合の際に各委員から出された「漁業影響調査の手法」、「洋上風力からの音や振動による魚への影響」、「バードストライク」、「低周波音による健康被害」、「景観」、「設置した風車の倒壊の可能性」に関するこの意見に対して、専門家から情報提供という形で知見を伺い、意見交換を行いました。

私からは、促進区域の指定や発電事業者が決定されてからの発電事業の実施については法定協議会において十分協議できることとなっているが、事業者の選定については、知事の意見は聴取することとなっているものの、地域の実情を最もよく知る地元市町村が意見を出すことが明文化されていない理由を確認しました。

これに対し国では、事業者選定における地域の意見については、地域ごとに状況が違うので代表という位置づけで知事としたものであり、県が関係市町村や先行利用者の意見を踏まえ意見を出すことと考えているという答弁がありました。

また、風車が回った際に発生した振動が風車の支柱を伝わって海の中に伝わるのではないかと専門家の先生に質問いたしました。

専門家の先生からは、影響が出たという報告があまりないということで、本当はないのかどうかというのは定かでないという回答がありました。

この質問に対しては、機械の専門家であるこの法定協議会の中村座長からも、風車の支柱を伝わる振動についてはかなり正確にシミュレーションできるはずなので、事業者にデータの提出を要求できるという回答をいただきました。

次回の法定協議会においては、分かりやすい漁業振興策や地域振興策を示せるような意見交換に努めてまいりたいと考えています。

また、1月7日、役場において、「八峰町交通指導隊出隊式」を開催いたしました。

昨年の秋田県飲酒運転等居住地別実態調査においては、2件の酒気帯び運転のほか、1件の死亡事故が発生しており、25市町村中23位の結果となりました。

この結果を厳しく受け止め、交通関係各位のご協力のもと、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の取り組みを強化するとともに、啓発活動などに努めておりました。

こうした状況の中、2月10日午前5時15分頃、峰浜石川の町道で、道路を歩いて横断

していた60代の男性がダンプトラックにはねられ死亡する事故が発生してしまいました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

八峰町においては昨年の2月17日にも交通死亡事故が発生しており、いずれも高齢者が関係する死亡事故ということで、今後、関係機関や関係団体との連携をより一層強化しながら、気持ちを新たにして、さらなる交通安全運動の推進や交通事故防止活動に取り組んでまいります。

2月15日、八森の「株式会社秋田アルス」の代表である金谷信榮さんから「町政に役立てていただきたい」と、1,000万円のご寄附をいただきました。ご厚意に対し深く感謝申し上げますとともに、大変高額なご寄附をいただきましたので、今後、町政の推進に十分生かされるような使い道について検討してまいります。

また、金谷さんからは昨年12月16日にも「図書室の充実に役立てていただきたい」と、150万円のご寄附をいただいております。金谷さんからは平成24年から続けてご寄附をいただいております。今回で総額750万円になります。

おかげさまをもちまして、八峰町の読書活動は盛んで、昨年度1年間に貸し出された図書は2万1,000冊を超え、図書館・図書室の1人当たりの貸出冊数は、県内でもトップレベルにあります。金谷さんのご厚意に対し、重ねて心から感謝を申し上げます。

町では、これまでの小説や絵本などの児童書のほか、調べものに使う辞書や専門書なども購入し、図書室の充実を図ることで読書活動をさらに推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、「野菜集出荷施設の無償譲渡」について申し上げます。

野菜集出荷施設については、平成31年3月議会定例会で「JA秋田やまもと」を指定管理者としたい旨提案し、令和6年3月31日までの期間でご承認いただきました。

その際、「JA秋田やまもと」へ譲渡するための協議を進めるべきとの意見が出されたことから、町では毎年実施している「JA秋田やまもととの意見交換会」など様々な機会を通じて譲渡について協議を重ねてまいりました。

その結果、施設内にある「真空冷却装置」の改修費用を町が負担することと、関係用地も含め無償譲渡することで「JA秋田やまもと」と合意したものであります。

また、同施設は国庫補助事業を活用しており、処分制限期間である耐用年数を13年ほど残していることから、その対応について県と協議、処分するためには国に財産処分報告書を提出し、受理されれば承認があったものとみなされ処分可能となることから、

昨年7月に関係報告書を提出、8月に受理され正式に処分が可能となったものです。

こうした経緯を踏まえ、本定例会に関係条例を廃止する条例制定と財産の無償譲渡について提案、また、令和3年度当初予算には真空冷却装置の改修等に要する関係予算を計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

次に、令和3年産米の「生産の目安」について申し上げます。

県では県産米の価格の安定を図るため、昨年に引き続き令和3年産米においても県段階の「生産の目安」を提示することとし、昨年11月6日、秋田県農業再生協議会臨時総会を開催、県全体の生産の目安を「39万トン」とすることを決定し、公表・通知がされております。

この通知を受け、八峰町農業再生協議会では、町として算定した「生産の目安」を、12月21日に開催された臨時総会で協議し、町全体の生産数量は昨年より220t少ない5,627tに、面積換算では昨年より43ha少ない980haとする目安が決定されました。

協議会では、方針作成者ごとの「生産の目安」を算定し、1月19日付けで協議会長名で各方針作成者へ通知したところです。

今後は、主食用米の需要と価格の安定に向けた取り組みとして、各方針作成者の販売計画数量及び事前契約数量の把握に努め、需要の裏付けのない米については、必要に応じて加工用米や備蓄米等の非主食用米との調整を行うなど、確実な需要に基づいた米の生産を推進するよう、国や県と連携しながら進めてまいります。

また、農業再生協議会では、例年2月下旬に農事班長会議を開催し、「生産の目安」の算定方法などを説明しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止し、関係資料と「作付確認野帳」等を農事班長に届けるとともに、農事班長から各農家に配布いただきました。

次に、八峰白神ジオパーク活動について申し上げます。

八峰白神ジオパーク推進協議会では、昨年6月よりジオパーク認定ガイドの養成事業に取り組んでまいりました。これは、八峰白神ジオパーク推進の中心となっただき、ジオツアーやジオ学習の案内役として活動する「ジオパークガイド」を新規に養成することを目的に行ったものです。

この養成講座には、町内外から18人の申し込みがありましたが、最終的には15人が計8回の講座を受講して、座学や現地巡り、県内他地域のジオパークを訪れ研修を行いました。

2月6日の「認定ガイド試験」では、13人が筆記試験と「バーチャルツアーガイド」に臨み、採点の結果、13人全員が合格となりました。

今後は、（仮称）「八峰白神ジオパークガイドの会」を設立した上で、さらに研鑽会や各種研修を継続することとしております。

全国には43のジオパークがありますが、世界自然遺産に隣接しているジオパークは「八峰白神ジオパーク」だけであります。このたびの合格者誕生により、全国で初めて、世界自然遺産とジオパークの両方のガイド資格を持つ方々が誕生したことになります。

ガイドの皆様からは、八峰町の地質や自然遺産、人々の暮らしや文化に理解を深めること、地域に愛着を持ち、次世代へ守り継ぐことの大切さなどを訪れる方々や地域住民へ伝えていただくことなど、ご活躍を期待しているところであります。

町としても、小・中学生の学習をはじめ、地域への出前講座など観光客だけでなく地域住民への普及の場を提供するなど、ガイドの皆様が活躍できるフィールドを拡大し、ジオパーク活動の活発化に努めてまいります。

本養成事業にご協力いただきました秋田大学林教授、県立大学蒔田教授をはじめ、県内他地域のジオパーク関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。

次に、建設関係について申し上げます。

今年の除雪状況についてであります。秋田県内陸南部を中心とした記録的な大雪を受け、影響が大きい7市町村に災害救助法が適用され、陸上自衛隊による救援活動が行われるなど、県内は近年まれに見る大豪雪となりました。

一方、当町では、1月の記録的な爆弾低気圧をはじめ、猛烈な暴風雪が周期的に襲来したものの、降雪量は12月中旬と年末年始に集中した以外は長続きせず、真冬日が13日で最大積雪深は35cmでありました。

このように、今シーズンは断続的な降雪状況であったことから、道路の吹き溜まりや路肩及び交差点付近の雪山による交通障害は少なく推移したことで、除雪作業は平年並みの稼働となっており、排雪作業にあっては堆積スペースの狭い箇所に限って実施しています。

これらの除雪作業に対する経費は、2月20日時点で除雪機械の備品購入費を除き5,900万円余りの支出となり、予算執行率は77.6%となっています。

次に、「水道水の漏水認定」についてご報告いたします。

1月7日から8日にかけてマイナス気温が続く中、記録的な暴風雪の影響により、町

内全域にわたって生じた停電が長時間に及んだことから、各家庭において水道管の凍結が多数発生しました。

「J A秋田やまもと北部L Pガスセンター」によると、今回の停電でガス給湯器が凍結し、その配管が破損して漏水に至ったケースが84件確認されたとのことであり、緊急に修繕対応にあたった旨の報告を受けております。ほかにも給排水設備業者から凍結による漏水修繕の実施報告が数多く寄せられました。

結果として、1月の水道使用量に対する漏水認定は、八森地区が64件、峰浜地区が53件、合わせて117件となり、これらの世帯に対しては水道及び下水道使用料の軽減措置を行っております。

次に、「令和2年度八峰町スポーツ文化栄誉賞」について申し上げます。

今年度の授与式は、2月20日、峰栄館において挙行し、町長特別賞が1団体、教育委員会賞14名、小中学生奨励賞が3名と2団体、合わせて17個人、3団体を表彰いたしました。

部門別では、スポーツ部門が15名と2団体で、野球、空手、バドミントン、陸上、バスケットボールでの活躍が認められ、また文化部門が1団体2名で、俳句、吹奏楽、作文での活躍が認められたものであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により様々な大会が中止となったほか、練習においても感染防止対策を余儀なくされ満足できる活動ができなかった状況の中で、受賞された皆さんは、それぞれの分野で仲間と励まし合い、時には切磋琢磨しながら、たゆまぬ努力と強い意志を貫かれ、八峰町の名前を全国や東北、県内に広く知らしめ、町民の皆様に誇りと元気を与えてくれた方々であり、正に称賛に値するものであります。

受賞された皆様に心からお祝い申し上げますとともに、学校や地域の中で、学びの輪が今後も大きく広がることや、今後のさらなるご活躍を期待いたします。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第2号、専決処分事項の報告については、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第7号）について、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号、八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例制定については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業者への事業資金融資に係る利子補給のための基金を設置するため、条例制定しようとするものであります。

議案第4号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定については、

「夕映えの館」及び「漁り火の館」の宿泊室使用料の改定について、条例改正しようとするものであります。

議案第5号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定については、御所の台オートキャンプ場の施設使用料の改定について、条例改正しようとするものであります。

議案第6号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定については、町の休憩所のうち「鹿ノ浦休憩所」を廃止するため、条例改正しようとするものであります。

議案第7号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定については、ハタハタ館の各室の使用料の上限の改定について、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、法改正による用語の変更について、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、法改正により新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことについて、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、法改正による用語の変更について、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、「第8期介護保険計画」に基づく保険料率設定期間を定めること等について、条例改正しようとするものであります。

議案第12号、八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を用途廃止することにより管理戸数を減少させることについて、条例改正しようとするものであります。

議案第13号、八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例制定については、用途廃止した町営住宅を地域活性化住宅に追加することについて、条例改正しようとするものであります。

議案第14号、八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定については、温泉施設の名称を改め、また、管理業務の一部を外部委託することを可能とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第15号、八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例制定については、当該施設を

「J A秋田やまもと」へ譲渡するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第16号、八峰町保育所条例を廃止する条例制定については、町の保育所は、全て「幼保連携型認定子ども園」へ移行するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第17号、八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定については、児童福祉法の改正に伴い、本条例に定める内容が法で定められることとなったことから、条例を廃止しようとするものであります。

議案第18号「財産の無償譲渡について」は、野菜集出荷施設を「J A秋田やまもと」へ無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第8号）は、8,758万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を74億3,442万4,000円とするもので、主な歳出は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する経費の追加などで、そのほか実績見込みに基づく歳入歳出の補正などとなっております。

議案第20号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、154万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億6,446万4,000円とするもので、歳出の主なものは、資格確認システム及び税システムの改修に係る補正であります。

議案第21号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、保険給付費の増加に対応するための歳出の組み替えによる補正であります。

議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、330万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,748万7,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合への納付金の追加による補正であります。

議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、275万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3,222万7,000円とするもので、歳出の主なものは、立木売払い収入等の追加に伴う交付金の補正であります。

議案第24号、令和2年度八峰町当診療所特別会計補正予算（第4号）は、102万円を減額して、歳入歳出予算の総額を7,998万6,000円とするもので、歯科診療所における歯科補綴物作成手数料の減額による補正であります。

議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第31号、令和三年度八峰町当診療所特別会計予算までの6議案は、各特別会計当初予算案であります。

議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一般会計からの繰入について、地方財政法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第35号、八峰町教育長の任命については、現教育長である川尻茂樹氏が令和3年5月9日で任期満了となることから、引き続き教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第36号、八峰町教育委員会委員の任命については、現委員である金田 漸氏が令和3年5月16日で任期満了となることから、新たに秋田武英氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第37号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である佐藤孝之氏が令和3年5月16日で任期満了となることから、引き続き委員に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第38号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である金平嘉孝氏が令和3年5月16日で任期満了となることから、新たに芹田 薫氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第39号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である神垣睦廣氏が令和3年5月16日で任期満了となることから、新たに小林孝一氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は38議案であります。

詳細については、各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和3年度の予算編成方針とその主な施策について、私の所信を申し上げます。

2020年の日本経済は、一昨年10月の消費税引き上げに伴う消費低迷と駆け込み需要の反動から景気が低迷するなか、1月下旬からの新型コロナウイルスへの感染拡大に伴いインバウンド需要がほぼ消滅したほか、中国に多くを依存するサプライチェーンが一時寸断されたことにより、国内の生産活動も停滞を余儀なくされました。

4月7日に「緊急事態宣言」が発令され、4月から6月期のGDPは過去最大の落ち込みとなりましたが、感染拡大に歯止めがかかり5月下旬の「緊急事態宣言」解除と社

会経済活動の再開に伴って、6月以降、景気は緩やかな持ち直しに転じました。

しかしながら、オリンピックをはじめ、主要イベントが軒並み延期や中止されたことにより甚大な利益が失われたほか、製造業やサービス業など様々な分野の経済活動にも大きな影響を及ぼすようになりました。このような状況の中で、国は、感染防止対策と社会経済活動の両立という難しい舵取りを強いられましたが、結果として第2波、第3波の感染拡大が起これ、経済面で効果的だった「Go To キャンペーン」も一時停止を余儀なくされるなど、依然として厳しい情勢が続いております。

一方、県内経済は新型コロナウイルスの感染者数が相対的に少ないことに加え、県や各市町村によるプレミアム宿泊券や飲食券などの効果もあり、生産や個人消費を中心に緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、企業の設備投資や住宅投資が弱い動きとなっており、全体的には厳しい状況にあります。

このような社会情勢の中で、国の令和3年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済の動向、国民生活への影響を見極めつつ、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くため必要な施策に重点的な予算配分を行うほか、通常であれば10年かかる変革を一気に進め、ポストコロナ時代の新しい未来として「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現を目指すこととされております。

また、地方財政については、「感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題への対応」、「地方の一般財源総額の確保」、「次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化」の3つを課題として掲げております。

地方交付税では、交付税原資となる国税4税は大幅な減収が見込まれていること等により、出口ベースで約4,000億円、率にして2.4%減と試算されております。

八峰町の令和3年度当初予算編成にあたっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は合併算定替えの段階的縮減が終了となり、前年度交付額を下回ることが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定され、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に置き編成作業にあたることといたしました。

一方、平成28年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」前期基本計画の進捗度を検証しながら、今年度策定を進めた後期基本計画も念頭に置き、町の将来像「白神の

自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成いたしました。

中でも、町が昨年度策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

令和3年度一般会計予算は、峰浜地区統合子ども園建築事業の終了や公債費が減となったほか、歳入が前年度より多く見込めないことから事業の見直しなどを行い、総額は前年度より2億3,100万円少ない59億7,000円となりました。

なお、町税や地方交付税の減額などにより、歳入に不足が生じ、やむを得ず財政調整基金から5億円を繰り入れております。

それでは、項目ごとに主要施策について説明いたします。

岩館地区防災コミュニティセンター建設事業については、エリア整備として老朽化が進んだ岩館体育館の除却工事を行うほか、コミュニティセンター建設のための実施設計予算を計上しております。

コミュニティセンター建設工事予算につきましては、実施設計業務での積算結果をもとに、令和3年度中に補正予算を提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、地域住民要望への対応については、防災まちづくり室に係る予算を計上し対応強化に努めます。

次に、定住移住用住宅整備については、「定住促進用空き家改修事業」を実施するほか、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を秋田県と県内全市町村の共同事業として実施します。

地域公共交通対策については、「バス乗車券類購入支援事業」を実施し、バス利用者の負担軽減と路線バス運行の確保を図るほか、「交通空白地有償運送事業」を実施します。

また、交通弱者にとって真に必要な地域公共交通については、昨年度に引き続き町内巡回バスの試行運転を実施し、バス事業者をはじめ、東北運輸局秋田運輸支局や秋田県など関係機関と協議しながら、更なる利便性の向上を検討してまいります。

町内の団体による様々なまちづくり活動につきましては、「交流促進事業」や「地域の元気づくり活動支援事業」により支援してまいります。

少子化対策については、独身の男女が勤務している企業や官公署等が協力した「出会い応援事業」を白神八峰商工会と連携しながら実施してまいります。

本町へのふるさと納税の推進と町内産業の活性化を図るため、寄附された方々に対して、地元特産品等を贈呈する「ふるさと八峰特産品プレゼント事業」や「企業版ふるさと納税」を積極的に推進します。

次に、福祉関係について申し上げます。

社会福祉総務費においては、昨年より実施している「若者世代応援プレミアム50商品券交付事業」を継続してまいります。

また、認知症や知的障害、精神障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用促進を図る中核機関を設置し、権利擁護体制の整備に努めます。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

本町において、昨年7月現在の高齢化率が48.4%となり、高齢者の皆様が生きがいを持ち、健康で一安心して暮らせるよう、「外出支援サービス事業」、「高齢者生きがいと健康づくり推進事業」、「軽度生活援助事業」など、各種事業を実施してまいります。

昨年新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった敬老式については、感染防止対策を徹底しながら実施する予定としております。

障害者福祉については、障害者の自立支援に努めるとともに、障害者が必要とするサービス提供体制の整備を図ります。

福祉医療については、対象となられる方々への適切なサービスを提供するとともに、高校生までの医療費の無料化を実施するほか、小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての「育児助成金支給事業」を実施し、引き続き保護者の入学前の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健事業関係について申し上げます。

健康増進対策については、秋田県総合保健事業団へ委託し集団検診を実施するほか、町民の健康増進を図るため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導などの事業を実施してまいります。

各種がん検診等については、受診勧奨及び負担軽減を図るため、節目年齢の方々への無料クーポンを配付するほか、脳ドックについても健診費用を助成してまいります。また、がん治療を受けている患者に対し、補正具の購入に要する費用を助成してまいりま

す。

予防接種事業については、任意予防接種の乳幼児のおたふくかぜワクチン、ロタウイルスワクチンや65歳以上を対象とした季節性インフルエンザワクチンの接種、肺炎球菌ワクチンの接種、成人男性への風しん抗体検査や肝炎ウイルス検査への無料クーポン券の配布等を実施します。さらに、新たに65歳以上を対象とした帯状疱疹予防接種への助成を行います。

母子保健対策については、妊娠・出産・子育ての相談を一元化するため、「子育て世代包括支援センター」を新設し、乳幼児を対象とした子育て支援や母子の健康保持・増進を支援してまいります。また、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療・特定不妊治療・不育治療への助成を継続してまいります。

歯の健康事業については、幼児への「フッ化物塗布事業」や子ども園児、小・中学校の児童生徒に対する「フッ化物洗口事業」を町営歯科診療所等と連携しながら実施するほか、「歯周病検診事業」を継続してまいります。

自殺予防対策については、相談会の開催や公共の窓口職員を対象とした「ゲートキーパー研修」を実施するほか、地域で自殺予防の活動している「陽だまりの会」をはじめ、ふれあいネットワーク会議や福祉関係団体と連携しながら予防活動を実施してまいります。

ひきこもり対策については、あきた若者サポートステーションのご協力を得ながら、集いの場「カタクリ」を引き続き設けてまいります。

また、「しらかみ看護学院」の運営費及び施設改修費に対し、能代市、三種町、藤里町とともに助成してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

生産振興・経営安定対策については、「園芸メガ団地整備事業」について、昨年度に引き続きネギの高単収・安定生産に取り組む生産者について、県・JAと協力し支援を行い、生産額の増大と雇用の確保に努めてまいります。

また、農地の収益力と担い手の経営発展を支援する国の「強い農業・担い手づくり総合支援事業」を活用し、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を後押しします。

外林地区にある野菜集出荷施設は、昭和63年の供用開始から約32年が経過していることから、指定管理契約を締結している「JA秋田やまもと」と協議したところ、施設内

にある「真空冷却装置」の改修費用を町が負担することなどで無償譲渡の合意が得られたため、関係予算を計上しております。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、多様な担い手の育成等後継者確保対策への取り組みとして、国の「農業次世代人材投資事業」に新規・継続併せて個人8名、夫婦1組が対象となる計画で県と協議しており、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めます。

また、県の「夢プラン応援事業」や町の「中心経営体育成支援事業」により、認定農業者等の経営規模や複合化に必要な機械・施設整備を支援してまいります。

生薬栽培事業については、現在出荷している「カミツレ」について、生産組合主導での生産体制を進め、「キキョウ」については、安定生産を図るため単収増に繋がる栽培方法を生産者に示しながら、新規生産者及び面積の拡大に取り組みます。加えて、「カミツレ」と「キキョウ」の2品目以外に取り組んでいる生薬について、購入に前向きな企業との交渉を進め、販路拡大を図ってまいります。

農業農村整備推進事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」が調査3年目に入り、令和4年度の事業採択に向け事業採択申請を行うとともに、国・県における計画審査や団体営地形図作成業務に取り組みます。

そのほか、町内3地区目として「沼田田中地区」で事業実施に向けた調査計画を予定しているほか、沼田田中地区では、ほ場整備と併せ「かんがい排水事業」にも着手することとしており、頭首工の補修・補強を行い基幹水利施設の長寿命化を図る取り組みを支援します。

また、国の「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」、畑作物の栽培に向けた水田の畑地化を支援する県の「元気な中山間農業応援事業」に取り組みます。

鳥獣被害対策については、猟友会員確保に向けた銃器と檻の狩猟免許取得を支援するとともに、熊と猿の銃器や檻による捕獲を進めるほか、最近被害が発生しているアナグマやハクビシン等の小動物についても、電気柵の設置助成や忌避剤の配付など被害軽減に繋がる取り組みを支援してまいります。

また、住宅周辺の栗や柿などの放任果樹の撤去や、見通しを良くすることでクマの出没抑制に一定の成果があった「緩衝帯等整備事業」に取り組んでまいります。

次に、林業関係について申し上げます。

林業振興については、森林環境譲与税を活用し、森林整備を推進するため、林地台帳の整備や調査等を実施してまいります。

また、「森林整備地域活動支援対策交付金」による計画的な森林管理業務を支援するとともに、より良い森林施業を促進する「森林環境整備事業」に取り組んでいくほか、植栽済み地域の下刈り等を行う「町有林造林事業」を実施してまいります。

松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で、住宅付近で緊急性の高い箇所等について対処してまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

町内の経済情勢及び雇用情勢は新型コロナウイルス感染症の影響からまだまだ厳しい状況下であり、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した経済支援策等を臨機応変に実施するほか、「雇用創出活動支援事業」や、より一層の就業支援とスキルアップを図るための「資格取得支援事業」を実施してまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

安定した漁業資源を維持するため、つくり育てる漁業の一環として「種苗放流及び栽培漁業定着強化事業」を実施し、ヒラメ、アワビ及びアユ等の放流事業を支援します。

また、新規補助事業を創設し、漁業経営の安定化に向けた機械器具類の導入に対して助成するほか、漁業者自らが取り組む「サーモン試験養殖事業」に対し秋田県とともに支援してまいります。さらに、当町の主要水産物であるギバサの増殖に向けて、秋田県水産振興センターの協力を得ながら実証実験調査に取り組みます。

また、秋田県漁業協同組合に対し、「漁業経営安定資金」の短期貸し付けを行うとともに、漁業共済掛金の一部を助成し漁業経営を支援します。

県営漁港建設事業については、漁業関係者と調整を図りながら、八森漁港及び岩館漁港の「水産物供給基盤整備事業」と「機能保全事業」を促進します。

また、漁獲可能資源の維持と漁場機能回復を図るため、「海底耕転」に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興を図るため、秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関と連携・協力して、通称「マルブナ」及び「マルブナ小口」、「マル経」などの

融資斡旋制度を実施し、信用保証料の全額負担や借主への「利子補給補助金」を交付するなど、町内企業の経営を支援します。特に、令和3年度については、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて、利子全額を助成します。

また、起業支援策として、起業時の施設設備に要した経費の一部を助成する「起業チャレンジ応援事業」を実施してまいります。

同じく企業育成・創業支援のため、白神八峰商工会等と連携し「異業種交流会」を開催するほか、「専門家招聴事業」により、異業種交流会による連携事業や6次産業化を目指す新たな取り組みのきっかけづくりやその後の事業展開を後押しできるよう支援してまいります。

さらに、地域資源を活用した商品開発や新分野への参入に必要となる設備等に対する補助金により、地場企業への支援を行います。

また、企業誘致促進のため、秋田県企業誘致推進協議会主催の「企業立地セミナー」や、能代市と3町、振興局主催の「能代山本関東圏企業懇談会」に参加し、企業誘致活動を進めてまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

国内の観光産業は、依然として新型コロナウイルス感染の拡大により大きな影響を受けており、町内においても同様でありますので、国や県の支援内容と連携しながらタイムリーな支援策の実施に努めてまいります。

また、ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理事業者と連携を図りながら、施設、設備等の充実・維持管理に努めてまいります。

特に、ハタハタ館については建設から30年近くが経過し老朽化していることから、修理が困難な空調設備と合併処理浄化槽の改修工事を実施します。

また、「道の駅はちもり」の移転については、移転先の御所の台エリア全体の活用も含め、道の駅機能の充実により観光振興が図られるよう、関係者との懇談会を開催しながら進めてまいります。

町の活性化を図るイベントについては、八峰町の夏の風物詩として定着した「雄島花火大会」、「ポンポコ山音楽祭」をはじめ、食の祭典として人気を博している「はっぼう“んめもの”まつり」などを支援してまいります。

さらに、大館能代空港の利用促進を図るため、空港利用者に対し助成金を交付してま

います。

また、本年4月から9月までを期間とする「東北デスティネーションキャンペーン」が実施されることから、観光事業者と観光協会、商工会とも連携しながら誘客に繋がるイベント等を実施します。

次に、ジオパーク活動の推進について申し上げます。

「八峰白神ジオパーク」として初めて行われた「認定ガイド養成事業」と「認定ガイド試験」により、13人の認定ガイドが誕生しました。今後は、「八峰白神ジオパークガイドの会」を立ち上げ、当ジオパークの特徴などを広く内外へ伝えていく役割を担っていただくこととしております。

また、町民の皆様からジオパーク活動について関心を持っていただき、理解を深めていただけるよう自治会への出前講座を開催するほか、ふるさと教育の一環として町内小・中学校における出前授業にも力を注いでまいります。

課題となっている情報発信については、「広報はっぼう」連載120回を迎えたジオパークの紹介ページ「八峰白神ジオパーク・白神山地の恵みに生きる」や「ジオパークの恵みプロダクトの紹介」の掲載を継続させるほか、ホームページのリニューアルとSNSを活用したPRをさらに充実させてまいります。

次に、消費生活相談についてであります。消費者相談員を配置し、架空請求詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺、催眠商法、送りつけ商法などの悪質商法に対処し、町民が安心して暮らせる地域社会づくりを目指してまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

「中浜地区中心部整備事業」については、津波リスクへの備えに十分配慮しながら、一定の規模があり、また子育て環境に恵まれ、定住移住に繋がりやすい遊休地である旧八森町役場跡地の有効活用、「若い大人を増やす」取り組み、中浜地域の活性化などの観点から実施することとし、新設道路の測量設計に着手してまいります。

また、「町道明神長根線」の道路改良工事や町有地分譲事業に伴う「町道夕風第2団地1号線」の歩道整備工事のほか、道路幅員が狭く車両交差が困難な「町道日影町線」に待避所を整備する改良工事を実施してまいります。

橋梁関係については、JRに架かる「チゴキ橋」と「ふれあい橋さわめ」の2橋を点検・調査するほか、法令等の一部改正により、JR跨線橋のうち耐震性能が未耐震のものについては令和5年度までの耐震補強が義務づけられたため、「岩小歩道橋」と「観

小歩道橋」の耐震補強設計を実施してまいります。

除雪業務については、委託業者と連携を密にして気象状況に応じた適切な除排雪作業を行うとともに、除雪車両9 t級ドーザー1台を増強し、除雪体制の強化を図ります。

河川関係については、豪雨等による氾濫防止を目的に、小釜沢川、夏井沢川の測量設計及び白爆川、上の川、磯村川の浚渫工事を実施してまいります。

住宅関係については、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」を一部拡充した上で継続し、安全・安心で快適な居住空間の確保と定住や移住の強化を図ってまいります。

急傾斜地崩壊対策については、旧岩子小学校裏手の榎木沢地区で用地測量を行い、海浜プール山側の和田表地区では法面对策工事を実施することとなっております。

消防防災関係については、小型動力ポンプの更新を行い消防力強化を図るとともに、今年度に策定する「空家等対策計画」に基づき、適正な空家管理を進めてまいります。

また、危険な空家等の放置をなるべく避けるため「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」の推進に努めてまいります。

さらに、防災・減災対策として、津波と土砂災害とため池のハザードマップを一冊の本にまとめたものを全戸配布するほか、町のホームページでリアルタイムに防災情報を配信するなど、危険箇所の周知と円滑な避難の確保に努めてまいります。

(「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 町長よろしいですか。

○町長(森田新一郎君) はい。私のことを心配だったら大丈夫ですけど。

(「トイレ」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 途中ですが、よろしいですか。

(「町長も心配だけど、トイレ」と呼ぶ者あり)

○町長(森田新一郎君) はい。

○議長(門脇直樹君) 途中ではありますが、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。30分より再開いたします。

午前11時24分 休憩

.....
午前11時28分 再開

○議長(門脇直樹君) それでは会議を再開いたします。

町長よろしく申し上げます。

○町長（森田新一郎君） 次に、学校教育関係について申し上げます。

はじめに、学校教育課関連について申し上げます。

放課後健全育成事業「放課後児童クラブ」については、峰浜小学校と八森小学校を活用して、利用児童の指導にあたる支援員の確保・育成を図り、より一層充実した運営に努めてまいります。

また、令和3年度より「峰浜ポンポコ子ども園」が幼保連携型認定子ども園としてスタートしますので、八森子ども園とともに幼児教育の充実に努めてまいります。

保育料については、3歳以上の園児については全額を、3歳未満については半額を免除するほか、副食費の助成についても継続してまいります。

また、小・中学校における外国語教育の充実に図るため、ALT「外国語指導助手」と外国語学習支援員を配置いたします。

さらに、子どもたちの国際理解や外国語学習への対応、異文化交流を図るため、国際教養大学との連携事業を実施してまいります。

ICT教育については、情報通信に詳しいICT技術支援員を配置し、教育においてICT機器をスムーズかつ効果的に活用できるよう努めてまいります。

特別支援教育については、発達障害等自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を配置してまいります。

また、スクールバスについては、新たに「スクールバス運行管理要綱」を制定し、児童生徒の利用地区を定め、運行は全て通年運行で実施してまいります。

さらに、町の奨学金償還者が町内に住んで就労する場合に、返還金が全額免除となる助成制度を新たに創設します。

また、平成29年度から実施しているコミュニティスクールについて、引き続き運営に努めてまいります。

次に、生涯学習課関連について申し上げます。

令和3年度は、「第4次八峰町社会教育中期計画」の初年度にあたり、『彩り豊かな文化とふるさとをささえる人づくり』の基本目標を実現するため、5つの基本方針に基づきそれぞれの施策を展開します。

「家庭教育の充実に図るため」、小学生を対象に放課後子どもチャレンジ教室やチビッ

コ公民館、家庭教育講座等を開催してまいります。

また、中学生の学習を支援するため、家庭での学習が困難な生徒や学習の遅れがちな生徒を対象に、ICT等を活用した「地域未来塾」に取り組み、学習の習慣化・学力の向上に努めてまいります。

「社会教育の充実を図るため」、地域の学習活動の拠点となる文化交流施設などの社会教育施設や社会体育施設の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した箇所の補修・改修等に努めてまいります。

また、読書活動を推進するため、峰栄館とファガスの図書室及び移動図書館車の図書の充実を図ってまいります。

「生涯学習を推進するため」、生涯学習奨励員や自主学習グループの活動を支援するとともに、町民ニーズや生活課題に応じた各種講座の開催、高齢者の生きがいづくり、健康づくりのため、「ことぶき大学」の学習内容の充実に努めてまいります。

「芸術・文化活動の振興、伝統文化・芸能の保存と伝承を図るため」、町民文化祭や歴史講演会、あきた白神子どもの俳画大会等を開催し、町民の芸術文化に対する意識の高揚に努めるとともに、史料調査活動を支援し、町指定無形民俗文化財や文化団体に対して活動助成金を交付してまいります。

「スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため」、スポーツ少年団活動を支援するとともに、体育協会など関係団体と連携・協力し、町民の健康寿命を伸ばす取り組みとして、運動する機会を提供するとともに、各種スポーツ大会を開催してまいります。また、秋田県内の全市町村が参加しているスポーツイベント「チャレンジデー」や秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン！」にも取り組んでまいります。

なお、成人式につきましては、令和2年度成人式が延期となったことから、2年分を実施することとなりますので、それぞれの新成人による実行委員会と協議しながら進めてまいります。

次に、学校給食関係について申し上げます。

給食費については、小・中学校児童生徒の給食費の半額措置を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、地元食材の納入確保に努めながら、献立の工夫や手作り食品による安全で安心なおいしい給食を提供してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、「八峰町国民健康保険事業特別会計」について申し上げます。

国民健康保険は、県が財政の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営により制度の安定化を図っております。

八峰町国民健康保険は、被保険者数の減少から年々国保税収が減少している一方、1人当たり給付費が増加しており、被保険者の健康の保持増進のため、病気の重症化予防や健診受診率向上に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、令和2年度より6,214万2,000円少ない9億70万7,000円となっております。

次に、「八峰町介護保険事業勘定特別会計」について申し上げます。

計画期間を令和3年度から令和5年度までとした「老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を円滑に実施してまいります。

介護予防と健康づくりの一体的実施や認知症高齢者の支援の推進、地域包括ケアシステムの推進に向け取り組んでまいります。

歳入歳出予算額は、令和2年度より8,855万2,000円多い13億6,554万3,000円となっております。

次に、「八峰町後期高齢者医療特別会計」について申し上げます。

同会計は、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、令和2年度より500万3,000円多い9,918万1,000円となっております。

次に、「八峰町沢目財産区特別会計」について申し上げます。

土地については、ゴルフ場用地、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸し付けを行います。

また、平成30年度「森林環境保全直接支援事業」として植栽を実施した水沢山2番の杉・コナラについては、下刈りを継続して実施し、森林農地整備センターと白神森林組合と財産区で三者契約している、水沢山10番の1及び14番の1の立木については売払いを行います。

歳入歳出予算額は、令和2年度より405万3,000円少ない2,541万7,000円となっております。

次に、「八峰町合併処理浄化槽事業特別会計」について申し上げます。

下水道加入できない区域においては、補助制度を活用した個人設置型の浄化槽整備を

促すとともに、町で管理している合併処理浄化槽に関しては劣化したブローを交換するなど適切な維持管理に努めます。

歳入歳出予算額は、令和2年度より26万8,000円少ない342万6,000円となっております。

次に、「八峰町営診療所特別会計」について申し上げます。

町営内科診療所については、令和2年10月よりジェイコー秋田病院前院長の石岡医師が常勤医師となりましたので、医療体制の充実と町民の皆様の健康確保に繋げてまいります。

診療時間は、火曜日から金曜日の週4日間、午前9時から正午までと午後1時30分から午後5時15分までで、火曜日と木曜日の午後1時30分から午後2時30分までは埴川分院での診療となります。

歳入歳出予算額は、令和2年度より435万3,000円多い8,092万円となっております。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

まず、「八峰町簡易水道事業会計」について申し上げます。

簡易水道事業において、中長期的な視点に立った計画的・効率的な水道施設の整備・更新や維持管理・運営により持続可能な経営を実現するため、「水道施設台帳」の整備と「アセットマネジメント（資産管理）」の計画書作成に着手します。

施設改良については、埴地区浄水場の取水量を管理するため新たに水道流量計を設置するほか、沢目浄水場の防犯フェンス取り替え工事や八森浄水場のろ過装置及び送水ポンプ更新工事を実施するなど、住民生活に不可欠な水道水を安全に安定供給するため、水質管理と施設の維持管理に努めます。

収益的収入及び支出予算額は2億6,762万4,000円で、資本的収入及び支出予算額は2億1,631万3,000円となっております。

次に、「八峰町下水道事業会計」について申し上げます。

下水道事業は各施設の整備計画に基づき、八森浄化センター及び沢目浄化センターの水処理設備点検整備を行うほか、漁業集落排水処理施設の機器更新を実施してまいります。

収益的収入及び支出予算額は3億7,432万円で、資本的収入及び支出予算額は1億4,849万6,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行にあたっては、厳しい財政事情を認識し、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や

福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、令和3年度予算編成方針の説明といたします。

○議長（門脇直樹君） ご苦労さまでした。

日程第4、選挙第1号、三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の選挙については、組合の構成が令和3年4月1日から当町と三種町の2町となり、規約の改正により執行議員の数が1名増となることに関する件であります。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。組合議会の執行議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、組合執行議員の選挙は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法については、議長が指名することに決定しました。

お諮りします。三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員に9番笠原吉範君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま当職が指名した9番笠原吉範君を三種・八峰養護老人ホーム組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

笠原議員におかれましては、組合議会において存分にご活躍されるようご期待申し上げます。

日程第5、議案第2号、専決処分事項の報告について（令和2年度八峰町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

令和2年度八峰町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,200万5,000円とするものでございます。

繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

3ページをお開き願います。

8款土木費2項道路橋梁費の道路維持作業車更新事業につきましては、令和2年12月議会におきまして予算承認いただきました、建設課において道路維持作業に使用する2tダンプトラックを購入するため入札を行いました。年末年始にかけての新型コロナウイルス感染拡大により自動車生産ラインに大幅な遅れが生じ、3月末までの納車は困難であるとのことから、入札日前日までに指名した全業者から辞退届が提出され、入札不成立となりました。同車両は通年利用する車両であり、納期が遅れば、遅くなれば遅くなるほど代替車両の経費が嵩むために、できるだけ早い納期とする必要があるためにやむを得ず事業繰越とするものでございます。

なお、同車両の納期は、令和3年9月30日としております。

次に、歳入歳出の補正理由についてご説明いたします。

今回の補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に必要となる実施体制を整備するための関連経費を増額補正するものとなっております。

事項別明細書7ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

7・8ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額補正でございます。新型コロナウイルス

感染症に係るワクチン接種に必要となる実施体制を整備する関連経費に対して交付される補助金としまして、348万1,000円を追加補正するものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

9・10ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費についてご説明いたします。

1節報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬として25万7,000円を追加補正するものでございます。業務内容としましては、主に専用電話番号によるコールセンター業務を想定しております。

8節旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当としまして費用弁償2万6,000円を追加補正するものでございます。

11節役務費、通信運搬費につきましては、コールセンター専用回線の開設と通信料としまして4万1,000円を、手数料につきましては、ワクチン保管冷凍庫専用の電源増設作業と医療廃棄物処理に係る費用としまして20万1,000円を、保険料につきましては、ワクチン接種医療従事者の障害補償に係る保険料としまして10万7,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて34万9,000円を追加補正するものでございます。

12節委託料、接種券作業業務委託料につきましては、ワクチンの先行接種の対象者である65歳以上の方のデータ抽出、接種券の発行及び送付等の業務を電算システムの保守管理業者へ委託する経費として168万5,000円を、また、接種台帳支援業務委託料につきましては、予診票の記載情報をOCRにて読み取り、これは光学式の文字読み取り装置のことでございます。これを台帳入力作業などを支援するシステムを構築するための経費として116万4,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて284万9,000円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

お尋ねします。議案説明で休憩してもよろしいですか。

(「採決まで」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 日程第6、議案第3号、八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長(成田拓也君) 議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例制定について。

八峰町中小企業融資あっせん資金等利子補給基金条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業者の経営安定に向けた支援として、当該融資に係る利子補給額を拡大するにあたり、その資金の財源に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てる基金を設置するため、条例制定するものです。

次のページは条例文となっております。

本基金の設置目的ですが、現在、町が実施している当該利子補給制度において、従来は利子の2分の1を助成対象としておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度と令和3年度の2年間に限り、利子の全部を助成対象とすることとしました。このため、令和3年度予算より支出される利子補給額のうち、拡大した助成対象額に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、基金の設置が必要となったものです。

第1条の設置から第2条、積立て、第3条、管理、第4条、運用益金の処理、第5条、処分、第6条、委任までは、他の同種の基金条例にならった内容となっております。

なお、附則第1項のとおり、本条例は公布の日から施行しますが、附則の第2項として、この条例は令和3年度の限定措置のため、令和4年3月31日をもってその効力を失うことになり、基金に残高がある場合は国庫返還することとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 続けます。これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。午後1時より再開します。

午前11時56分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第7、議案第4号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、夕映の館及び漁火の館の宿泊室使用料を改定するためです。

次ページをご覧ください。

条例改正文となっておりますが、別途タブレットに新旧料金の説明資料を準備しておりますのでご参照をお願いいたします。

別表第2中に宿泊室使用料が規定されております。現行は、夕映の館、漁火の館ともに1泊当たり、大人は2,500円、小・中学生は1,500円ですが、これをそれぞれ3,000円と2,000円に改定する内容となっております。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

本改定では、1人1泊当たりそれぞれ500円値上げする内容となっておりますが、町内の民間宿泊施設では1泊素泊まりで税込みで3,500円から5,000円程度の料金設定となっていることや、また、当該施設建設当初から16年ないし20年間にわたって料金を据え置いていることなどから、このたびの料金改定を行うものです。料金の値上げによって利用者の減少とならないようサービス向上に努め、より一層、お客様から満足いただける施設となるよう維持管理に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） お尋ねいたします。

まあ料金改定ということで分かるんですが、これ改定してどのくらいの収入が見込まれるんですか、増額が。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。

実質的には1人500円の値上がりになりますけれども、先日の全協でもお話したとおり、管理者の方へ200円支払いを増額するということで1人当たり300円の収入増となりますので、およそ300人と見込んでおるところですので、増額になるのは9万円でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 町長にお伺いいたします。

この後も補正予算で8,700万円の繰越が、繰越といいますか、精算額が出てくるようでございますけれども、予算の工夫のしようでは9万円ぐらいは一般財源で賄われると思うんですが、いかがでしょうか。併せて、今まで夕映の館あるいは漁火の館が果たしてきた役割、あるいはこれからのことを考えますと、町のPRのためにもですね利用者からの負担を求めるのではなくて、町の負担で町のPRのために頑張ってもらおうというような立場でやったらいかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今の金額的な部分だけのお話でいけば、9万円っていう部分の数字は、これは予算で十分賄える、そういう額であります。それはそうなんです、ただ今回の改定の部分は、この施設を委託している方々の部分の中から出てきた話でありますので、まあそういう意味で条例改正をお願いしたわけであります。皆川議員おっしゃってる部分、十二分によく分かります。例えば魚釣りで来た方々にとっても安く長く泊まれるような施設があれば、まあ口コミで八峰町の良さも広がっていきますので、それはそのとおりでありますけれども、ここはやっぱりこの施設を委託している方々との話し合いの中から出てきた話ですので、まずその方々の部分の意見を尊重していきたいというのが私の考えです。言われる部分は、金銭だけでいけば、これ別に上げなくてもいいということはそのとおりだと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 町長の気持ちも分からないではないんですけど、やはりそういう方々からですね300円か、まあそんな金額の話で申し訳ないんですが、そういう要求が、要望があったからといって料金に跳ね返すというのはちょっとどうかなというぐあいと思うんですよ。今言ったように少ない財源でカバーできるんであったら、町の一般財源の中からその分工夫してもらえれば解決する話ですんで、そのままでいいのではないかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほども答弁しましたが、財政的なそういう部分からすればもう十分値上げしなくてもいいんですけど、やっぱりこの委託している事業者の皆さんの部分との話し合いの中からの話ですので、やっぱりそこの人の部分を尊重していかないと、この施設の運営そのものもなかなかこうやっていただけなくなる可能性もありますので、そういう部分で提案させていただきましたので、そこの部分について、まあ金額的な部分でこれを提案した部分では十分検討した結果で提案しておりますので、その辺についてはよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどの説明の中に民間宿泊施設の方でもっていうふうなことがありましたけれども、この農業体験施設というのは民間の宿泊施設とは比べようもない中身です。指定管理の人が自治会長、まあ自治会長やった人ですけども、その人が

別に旅館の何ていうか経営者と違って全く素人でありまして、ただ指定管理受けてるだけですので、で、宿泊してるときはもうその人は自宅にいて何の介助することもない、使う人は使ってくださいっていうふうなそういう中身の農業体験施設ですので、私も聞いてます、「とっても間にあわねぐなったいば」って、「あと俺辞めるわ」とかっていうふうなことはちょっと聞いたことあるんですけども、このコロナ禍の中で利用客が減ったのか、そういうこともまあ原因にあるんだったら、地方創生のお金をこういうところに充てることはできないのかなということなんです。で、皆川議員からもありましたけれども、これはやはり施設の中身からして自然を楽しんで、そこで宿泊して白神山地の麓でやる特別な施設ですので、これは私もちょっとどうかなと思ってます。

もう一つつけ加えさせていただければ、500円から700円に指定管理料になったんですけども、私は間に合わないというのが何で間に合わないのかなというようなこと、こう考えてましたら、まあ1人泊まった場合でも700円しか出ないんだったら誰もやる人はいなくなるし、その分、1人泊まっても700円しか出ないのに、掃除して周りを全部片づけるにしても2時間はやっぱりかかると思うんですよね。だから最低やっぱり宿泊したら2時間の最低賃金を払うだけの手数料は必要だと思いますが、その点、運営の仕方とその趣旨についてお尋ねをいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

民間施設の違があると、特別な施設だということでございますけれども、おっしゃるとおり、この施設は民間の施設ではなく町が自然体験を通じた利用を前提として行っているわけですが、ただ一方で町にいらっしゃる観光客の方には違いがありませんので、同等の農家民宿ですとかそういった施設と比べて安すぎるというのも、やはり民間施設の方等のそういった競合の部分で少しはバランスを考えなければいけないのではないかなと考えております。

また、1人当たり500円だということの話ですけども、これまで16年、20年間にわたってそういった内容でずっと来ておまして、指定管理ではなくて、この施設は町が委託している管理者の方々から安すぎるので上げてほしいという話はこれまでありませんでしたけれども、昨年秋ぐらいからの話し合いの中でそういった要望がありましたので、1人でいらっしゃる場合と、あと4人、5人の家族でいらした場等ではやはり1時間

当たり人数分でお支払いしますので、確かにお一人でいらした場合には1人分のものから捻出しないといけないわけですので、それは難しい部分もあるかとは思いますが、すけれども、複数人数なりでいらした場合はその人数分、町の方から行くわけですので、まあ月当たりとか年間ベースで考えた場合にこの単価では厳しいんだという要望がありましたので、今回それに対応して考えたということですので、どうぞご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 加藤町政のときは、よく交流人口の増大ということで施策をやったわけですが、森田町長になってから移住定住、非常に力を入れてよくやっているとします。しかし、交流人口の増大、交流人口を増やすということに関してはあまりこの言葉を聞いたことがないわけでありまして、まあこういう例えば宿泊施設、これも交流人口を増やすための一つの手段であると思います。2,000円台と3,000円台では非常に響きが違うわけですね。物を我々が買うにしても。だから増やすのであれば、町の収入がなくてもですよ、200円分を増やして2,700円にするとかそういう方法もあったのではないかと思うんですね。その管理者からのそういう要望があったとすればですよ。2,700円にする。これ2,700円と3,000円ではですね、泊まる人の感覚がですね随分違ってくると思うんですね。その辺、交流人口増大に関する森田町長の考え方、いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 交流人口の活発化自体については、これまでの一般質問の中でもそういう部分に否定的な発言は一度もしたことありません。現実に例えば渋谷区の観光協会の方、こちらの方に見えたことがありました。その時にも、定住は難しいけれども交流ならできるというふうな、そういうお話をいただいております。交流というのは、ハタハタ館の利用宿泊客、あるいは白神温泉ホテルの利用客、増やすことも全て基本的にここに住んでいない方々が町に来てくれるわけですから、例えばイベント関係でいろんなイベントやっていますけども、その部分も来てくれる方々は、この地域との交流が生まれていくと思っています。ただ、私自身が特定の姉妹都市とか結ぶとかそういう形の中での目に見える形の部分をやってないのは確かですけれども、実際に交流人口の拡大の部分に関しては、いろんなイベントを支援する、あるいは深浦町との400年祭りやったときもそうですけど、そういう形の中での交流は進めていっているつもりであります。

ただいずれ須藤議員が言われる交流人口という部分に関して、どういう、あと議員の方々の質問の中で関係人口という言葉も質問にありましたので、まあそういう部分に関しては私自身は前向きにとらえていくつもりであります。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） だからね、今この2,500円から200円だけ上げて、町の収入はそのままですよ。でも2,700円と3,000円ではですね、泊まる人の感覚が随分違ってくると思うんです。だからこの施設に多く泊まってもらうためにもですよ、200円のアップで町の収入はこのままということを考えなかったんですかと。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

夕映と漁火の宿泊料金の収入の推移ですけれども、過去10年間見ますと110万円から多いときは180万円ほどありましたけれども、平均で約150万円でございます。一方、支出、経費ですけれども、ここは業務委託してる施設ですので、半分自治会館としての機能も持ち合わせておりますけれども、電気、ガス、水道、そういった経費は全て町が負担しております、支出の経費も220万円から280万円の範囲でかかっておりまして、平均250万円程度ということで、これまで計上のにも年間100万円以上のまず持ち出しが出てるといったことで、金額にすればわずかではありますけれども、やはりその経営面といったところで他の民間施設との兼ね合いも含めて、先ほども説明しましたけれども、建設当時からずっと金額が一緒で、一方、周りの方ではきちんと料金が変わってきていると。町の施設ではありますけれども、そういった関係もあって500円の収入増をお願いしたいという考えで500円の増加、増というふうに考えたところです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） さっき町長の説明でね、9万円のアップ、全体の予算の中では町で補えるだけの収入しかないんだ。でも管理者からの要望で、このね500円を上げて200円管理者に入るといようなことは、これを管理してる人がそういう希望であったためにこういう案にしたということ町長が説明したんです。全体の予算でないんですよ。だから私が言ってるのは、それであれば200円アップして、その200円アップしたのを管理者にやって、町はそのままいい、良かったのではないかと、こういうことを言うんです。町長どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、須藤議員言われたような形で端数をつけながらというふうな形の部分の検討まではしませんでした。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対討論をします。

まず料金的に1,500円から2,000円、子ども、小・中学生、これは幅率が非常に高いです。一番やっぱり使ってほしい人たち、年代の人たちが1,500円と2,000円では、これは受け取る方は非常に大変だと思います。

それと、先ほどから委託する人が大変だっているのがありましたけれども、本当に大変だというのは私はもう去年あたりから聞いてました。もう間に合わないっていう、まあ労賃払って掃除したり何だりして、準備したりする人たちにお金払ったらもう間に合わないんだっていうふうなことが言われてましたけれども、これは切実な、ぎりぎりになって切実な声になってきたと思います。それを暗に料金だけ上げて、それで委託料の方には200円しか上がらないっていう、これはちょっとやっぱり腑に落ちない点があります。何でも値上げすればいいっていうものではない、使用料の値上げをすればいいというものではないと思いますので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由は、御所の台オートキャンプ場の施設使用料を改定するためです。

次ページ以降は条例改正文となっておりますが、別途タブレットに新旧料金の説明資料を掲示しておりますので、ご参照をお願いいたします。

別表第1中の有料公園施設のうち、テニスコートは施設の老朽化により現在休止しているため、削除しております。

続いて別表第2中の使用料については、区分上から2つ目のテニスコートは全削除し、区分上から3つ目、御所の台オートキャンプ場の使用料金については、現行の入場料が大人1回100円、子ども50円を、それぞれ大人1回200円、子ども100円に。キャンピングカーサイト及び個別サイトの使用料は、1区画1泊当たりそれぞれ3,000円と2,500円を3,500円と3,000円に。また、フリーサイトのタープ等にバイクでの来場者の場合、自動車利用者よりも占有面積が小さいことから、新たに500円とする項目を追加しております。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

本改定に際しましては、県内及び東北管内の公営オートキャンプ場の料金設定を調査し、入場料を含めて他の同類施設とのバランスを考慮して料金設定いたしました。

なお、営業期間についてですけれども、令和3年度からは4月中旬から10月中旬まで、休業期間を設けず営業することと考えております。

料金の値上げによって利用者減とならないよう、サービス向上に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この値上げするにあたって近隣のオートキャンプ場とかそういうのを参考にしたと言われますけれども、どこのところを参考にしたんですか。北欧の杜とか、この辺だと青森県の方になるのか分からないんですけれども。

それと、これによってどのくらいの増収を見込んでるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 秋田県内、それから東北管内のほぼ全てにわたって調べております。

それから料金収入に関しましては、令和3年度の予算ベースでは20万円の増をみております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） お客さんが減らないようにサービス向上に努めるとおっしゃいましたけど、具体的にどのようなことを考えてらっしゃいますか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 毎年利用者からアンケートを頂戴しておりまして、他のキャンプ場よりも立地もいいし、施設の内容もいいというようなアンケートがたくさんいただいておりますけれども、一方、一部で、たくさんではありませんけれども、もう少しこうしてほしいというような要望もありますので、ちょっと具体的に今あれですけれども、施設設備といいますか、お客様が利用しやすいように環境整備に今まで以上に努めたいと。例えば草刈りをこまめにやるですとか、あと歩道の整備、そういった環境整備が中心になるかと思えます。具体的に、特別にですね何か設備を増やすとかそういったことは、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 料金を上げるのであればやっぱりそういう要望に応えるべく行動しないといけないと思うんですけども、どういう要望があったんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） センターハウスというのがあるんですけども、いわゆる炊事するところですね、炊事場と、それからトイレが一緒になってる所なんですけど、そこが照明が暗かったとかそういったところがありました。それから、今思い出せるのはそのぐらいですけれども。

以上です。

（「料金の値上げに…」と呼ぶ者あり）

○産業振興課長（成田拓也君） そういった要望に応えられるようなところは、維持管理の中で適切に行っていきたいと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） このオートキャンプ場もですね管理者を置いて委託してるわけですが、それに伴って管理料、まあ従来の管理委託料がどの程度で委託しているのか、またその入り込み1人当たり云々という確か委託アップもあったと思うんですが、そこら辺は全くいじらないということなんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） こちらも菊地議員おっしゃるとおり管理業務をお願いしておりますけれども、先ほども説明しましたけれども、施設の営業期間を、最近のキャンプ場の利用者がコロナ禍で増えているということもありまして、5月の連休明けから6月までは休業期間ということですずっとやってまいりましたけれども、そこを継続して営業したいということに考えております。併せて、今までの管理者の方に払っていた料金についても、見直しを考えております。具体的な金額についてはまだこれからでありますけれども、一番の改正内容といいますのは、これまで管理人の方がずっとお客さんがいる間ずっと泊まっていたらいいんですけども、やはり長期間にわたって夜間も常駐することがやっぱり大変だということで、その部分をちょっと見直して夜間は常駐しないで対応するといったことで、日中の管理の部分をいくらいくらという単価でお支払いして、これまで夜間常駐していた部分も委託料をお支払いしていたんですが、そういったところはなくなるということで見直しする予定にしています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） こういう形で委託しているキャンプ場、まあほとんどなのかどうかですね、ほかのキャンプ場と比べて。そして、9月いっぱい終わるわけですね。実際、期間ってすごく短いんですよ。それで、昨年をこう見てみると、コロナ禍の影響で、解除後ってどっと人が押し寄せた。それで混み合った経緯もありますけれども、その夜間と日中の区分けというのは私は大変これいいと思います。というのは、非常にこの期間の、私、近くで事業やってると、この、いてもいなくてもそこに常駐している状況を見てると、期間が短い割にはやはりずっとそこにまたとどまっているという形で、

すごく何かそれで5時ですか、それくらいなればまたいなけりゃもう帰ってしまうわけですが、それ以外にいろんな人がやっぱり訪ねてくるわけですね。まあ聞かれても私答えようないわけですが、まあ勝手に入っていいってことはできませんので。そういう意味も含めてですね、そこら辺もうちょっと詰めてですね、例えば申し込み以外、時間外に来たときにどう対応するのかと。例えばハタハタ館にですね、ちょこっとなりでもこういう状況を説明させるようにですねしてほしいなと私は思うんですが、そこら辺もちょっと考えていただけないですかね、お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） こう私自身の町長なったときの感じ方なんですけど、実に町営のこういう施設が多いなと。まあこういうお客さんをお招きして泊まっていたくような施設もそうですけど、トイレとかそういう部分の町が維持管理しなければならない施設がものすごく多いなというのが印象としてあります。今も現実の維持管理費等考えればそういうふうな思いがあります。

このオートキャンプ場については、連休明けでやめてあったのが、いずれ期間延ばす分も含めて管理されてる方との話し合いの中でいろいろ進めていきますが、今議員おっしゃった部分で実際にすぐ近くで営業されてる菊地議員の所に来られて質問されても、これ答えようがないのはそのとおりでありますので、お客さんに混乱を招かないため、あるいは菊地議員の方にもご迷惑かけないようなそういう形の部分で、同じ町の三セクが隣にありますので、看板設置するなりとかそういう部分について、今後、管理される方とともに考えていきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 私、迷惑で云々ってまあ言葉ちょっと言われればちょっと考えちゃうんですが、そういう意味でなくて、やっぱりお願いすることはお願いし、いろんな意味でそういう形でしっかりしていただければですね、やぶさかでないんですが、何もないままにこう来てますので、その辺をしっかりしてほしいということでもあります。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） ちょっと言葉遣いを誤りました。申し訳ありません。いずれこういう施設が観光客に、来られる方に混乱招くような仕組みについて、関係する皆さんと相談してまいりたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） さっきちょっと聞き忘れたんですけれども、近隣と比べて結局八峰町のこういう施設は安かったっていう結論に達したわけなんですか。それで値上げになったのか。

それとですね、ここは町民の人が使うっていうことはなかったんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

県内及び東北管内の料金設定を調査したところ、サイト使用料は平均で約4,000円程度となっておりまして、安いという、そこに比べれば安い料金となっておりまして。

利用者の中に町民がいるかどうかについてですけれども、そこについては私ちょっと把握はしておりません。ただ、そうですね、どうかな……申し訳ありませんけれども、いるかないか、いた場合どのぐらいいるかまでちょっと把握はしておりませんが、ほとんどがやはり町外の方というふうに認識しております。

○議長（門脇直樹君） 町内の方が使っても何ら支障はないんでしょう。

（「いてもない」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ねえったべ。ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） アンケートではおおむね好評なようですけれども、一部で要望があって利用しやすいように、草刈りとか歩道整備もしなくちゃならないということで、そういう理由による値上げ、それならばその辺は町で、町の予算でやればいいことなんで、その一般の利用者の価格に反映させるっていうのはちょっと違うんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） こういう施設が八峰町にいろいろあるわけでありまして、共通しているのは料金をそのままにしている。ここの部分については、やっぱりかかる経費も維持管理する経費も踏まえながら、適切な時期にいわゆる上げていくことも考えていかないと、いつまでたっても赤字幅が増えていく可能性があるし、その部分について、さらに長くなればなるほどそのままという形がいかざるを得ないしというふうなそういう部分もあって、やっぱり上げなければいけないときはやっぱり上げていく部分も、こういう町営施設の部分については必要なことだというふうに思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町休憩施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、八峰町休憩施設「鹿ノ浦休憩所」が老朽化により適正な維持管理が困難となり、設置目的を果たすことができなくなったため、本条例の一部を改正するものです。

次のページは条例改正文です。

第2表中の2つの休憩施設のうち、鹿ノ浦休憩所を削除する内容となっております。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

当該休憩所は、平成元年に建設され、これまで30年以上にわたって「ビット鹿ノ浦」の愛称で、観光案内や軽食販売などのサービスを提供してまいりましたが、既に耐用年数を経過し、近年は老朽化が目立っておりましたが、本年1月8日に発生した暴風によりまして北側の屋根と軒部分の一部が破損する被害を受けました。復旧費用が高額となることを見込まれ、また、部分補修では施設全体の老朽化の改善は困難であること等から、今後の事業継続について委託先の関係者とともに協議した上で、本年1月末をもって業務委託契約を解除しているところでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） あそこなくなるっていうことは非常に寂しいです。トイレ掃除はあそこがやってたと思うんですけども、今度はどの方が掃除をすることになるんでしょうか。まあ別から派遣されるのか、ちょっと私も分かりませんが。

それと、あそこは観光地、国道に面してすぐの観光地ということで、利用客がもう本当に入りきれない利用客があることもあって、大変な連休なればにぎわいで、地元の人たちはあその国道はもう向こう渡ることができないくらい観光客がいっぱい通るところです。そこが今、強風で屋根が壊れたからといってこれを全部取り壊してしまうっていうのは、もともと強風雨にさらされる場所ですので補修補修は当然やっていかなくてはいけないような場所だと思います。そこが壊れたのもみんなもう通って見てますし、壊れたらあともうなくなってしまうっていうのであれば、ちょっとやっぱり八峰町のあそこ象徴でもありますので、あ、建てる力がなかったんだっていうふうにもこう思われる可能性もあります。何かこう歯が抜けたような形になるんですけども、地元としてみれば非常に寂しい限りですが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） トイレの管理をどうするかは担当課長に答えてもらいますけれども、この休憩施設、実は私にとってもすごくご縁がある施設でありまして、これを建てるときに、私、実は過疎債を県庁で担当してました。で、最初の1年目のときにこの事業を自治省に、今、総務省ですが、そこへ持って行ってつけてもらった経緯がありますので、あその建てる時にかかわったものが終わるときにもかかわるといふふうなご縁を今感じてます。

鹿ノ浦の施設もやっぱり当時とはだいぶ状況が変わっています。今、ここの休憩施設、まあ現実的には軽食喫茶のような形のそういう形の機能を持っています。その部分をまた新たに町の方で町有施設としてそういう施設を建てれば、あそこに現にそういう飲食店経営されてる店が2軒ありますので、まあそういう人方にもご迷惑がかかっていく話になりますから、私としては、できるだけ町有の公有施設については、できれば少なくしていきたいなというふうなそういう思いでいますので、そういう意味で相手方が、今現在この管理をお願いしてる方が引き続きやるやらないというようなそういう意思表示も

ありましたので、今回こういうふうな形で取り壊すことにいたしました。

○議長（門脇直樹君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 見上議員の最初の質問についてお答えいたします。

隣の県の自然保護課所有の公衆トイレですけれども、こちらの清掃をやっていただいた方から、契約解除後も引き続きやっていただいております。費用は当然町の方でお支払いをしております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） もしあその場所に、先ほど町長所信で言われましたけれども、企業チャレンジ応援事業とこういうことを進めていきたいというふうなことを言われましたけれども、あそこでどなたか若い人でここで起業して売店的なものとか、それから何かちょこっとしたものを、町も半分委託するなり案内を出すなりして、こういうのをチャレンジしてみようとする人に応援するそういう考えはありますでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほどの答弁と少しだぶりますけれども、まあいわゆるどういう施設を意図されてるのか。もし飲食を提供する施設だとすれば、町としてもうあそこに町の関係する施設を造る必要はないんじゃないかなと思います。現に2つの2店がもう既に営業してますので、飲食提供の部分について新たにまた町として町営のそういう施設を造って、そしてまたその部分を建物を建てて、その部分を民間の方に委託するような形のそういう形の部分までは今のところ考えておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可

決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、ハタハタ館の利用料金を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

次ページ以降は条例改正文となっておりますが、別途タブレットに新旧料金の説明資料を掲示しておりますので、ご参照をお願いいたします。

なお、別表第2に定められている使用料金については、指定管理事業者がこの使用料金の額の範囲内で料金徴収することができることと定められていることから、本改定後の使用料の金額は上限額ということになります。

このたびの改定では、使用料金の改定に加えて、各部屋の使用実態に合わせた区分に変更しております。また、これまでのトレーニングルームは、今後休憩室として利用することから名称を削除しております。また、3歳以下の方が宿泊する場合は無料としますが、寝具使用の場合は2,000円とすることを追加しております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 全協でもお尋ねしましたが、再度お聞きして確認をしたいと思えます。

まずですね、料金改定についてはこの前説明を受けましたので理解はできるわけですが、今、ハタハタ館を大規模改修し、まあコロナの関係でGo To Travelなんかもありましてお客さんが増えてるというような状況下にあつてですね、これからお客さんを集客しようとする際に、何でこの機会に料金の値上げを提案しなきゃならないのかですね、そこを説明をいただきたいと思えます。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えいたします。

ハタハタ館の経営につきましては、大変ここ数年厳しい状況がありまして、ただ一方でお客様が増えている状況もあると。こういう社会情勢とかいろいろな状況変化に応じて、指定管理者側の会社の方で競争力ある状態で料金をいただくと。で、経営改善をしながらサービス向上していくといったことで料金の改定をしたいと考えたところでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今の課長の説明で分かるんですけども、何で今なんですかということなんです。今でなくてもいいじゃないですか。今このコロナでですね、先ほど言いましたようにリニューアルしてお客さんにサービスを向上してまたさらに集客を図りたいというような計画を持っていながらですね、今ここで値上げをするというようなことになると、お客さんどう思うんでしょうかね。ハタハタ館利用料金上がったという話が先走ってしまって、客離れになってしまう恐れが生じないでしょうか。中身は私どもはこの前から説明を受けて理解できますけれども、一般のお客さん、値上げしたってマスコミ等で書けば、果たしてハタハタ館に来てくれるでしょうか。そのところが大変心配です。ですんで、料金改定の内容は分かるんですが、あえて今でなくてもいいのではないかというぐあいと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆川議員の今お話なってる部分は重々分かります。そういう部分の議論の中で、現在コロナ禍という部分がありますが、過去に上げる機会が多々あったんだと思うんです。それをずっと据え置いてきている部分が現実的にハタハタ館の総体的な収入減少、そういう部分の赤字拡大とかそういう招いてる原因もあります。コロナ禍だからっていう部分というよりも、今現在は決していいわけではありません。基本的に町の宿泊助成、県のプレミアム宿泊券、Go To キャンペーン、こういう部分のおかげでお客様が来てくれていると思ってます。この先にこういうふうな形のお客さんが引き続き来てくれるのか。まあ県の方のプレミアム宿泊券は6月末まで続くようでありまして、町の方も第3次の補正で来ている財源がありますから、まあそういう部分は重複しないような形でやっていくんですが、問題はその先であります。その先の

部分で、これは値上げしたというよりも上限額を引き上げたという部分です。季節に、まあホテルを利用されれば分かるんですが、秋田市で私も八峰町から通いましたからしょっちゅう泊まったんですが、竿燈の時期なれば3倍も4倍も料金上がります。だからそういう部分で冬なれば下がります。そういう形の経営の裁量を多くする、そういう形の中でやっぱり、なぜ今かというよりも、今現在が基本的にいろんな支援を受けながらやっていてきてくれているから、まあそういう時期の中でこの部分を上げて経営の裁量を増やしていく、そういう形で経営改善を今後も終わった後の部分も考えてやっていく時期でないかなというふうな形で思いました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私の勉強不足だと思うので改めて聞きますけれどもね、入湯料を500円で、で、それプラス休むとなれば例えば休憩室1人400円ということで、900円、風呂上がりで休むとすれば900円払ってということになるわけですね。そういう理解でいいんですよね。

それと、そこでこの新しい区分でいくと、小昼間の1室1時間500円、これ1人で借りた場合でも500円払えば済むということで理解していいんですか。

○議長（門脇直樹君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

入湯料は500円ですけれども、現在、休憩する際は無料となっております。したがって、ここには400円とありますけれども、全協の際にもご説明いたしました。入浴するために来てお客様は現在も無料で休めるわけですけれども、その休憩室のところに例えばお風呂に入らないで何か催し物、ちょっとしたこう展覧会みたいな絵とか写真とか何か飾ってそこを見たい人を入れる場合、当然お風呂に入っていないわけですので、いくらかでも料金いただけないかと。決してその部屋に入る方全てから400円もらうということではございません。

それから、小広場につきましては、1室当たり1時間ということですので人数の制限はないものと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） じゃ、1人でこれ、この小広間1室、1人だけでも貸すということで理解していいですね。

○議長（門脇直樹君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） この運用につきましては、指定管理事業者様の考え方によるところだと思います。ですので、その部屋の空き、まあ空いてるときにはもちろん貸せるんですけども、1人でも貸すかどうかにつきましては、会社側の方の判断かと思っています。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） ハタハタ館の運営に関してはですね、またの機会でまた意見申し上げたいと思いますけどもね、この料金そのものの設定というのは、町がああだこうだっで決めるべきではない。もし決めるんだとしたら、もっと幅をもって設定しておくべきであってね、こんな安い料金で成り立つわけないんですよ、そもそもが。宿泊1万円なんて、そこいら辺のぺいぺいの旅館程度ですよ。やはりあのぐらいの規模なったら2万円、3万円と取るだけの施設対応を考えた料金設定にすべきである。その中で、運営する観光、まあハタハタ観光会社だっけ、がそれを間に合うんだったら下げた料金、季節によっては上げたりすることもできる。それを上限として大きく幅をもってやるべきであってですね、町がこんだけの安い料金、上限だというふうな設定は私はおかしいというふうに思うわけですよ。その辺、町長の考え聞きたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） このハタハタ館、ハタハタの里観光事業株式会社が指定管理者としてやってる施設ですけど、町営施設ですけど、その指定管理者制度、これ導入されたときにこういう縛りがある。基本的にその料金設定を指定管理者に独自に決められないようなそういう縛りを、国が主導して作りました。これ地方自治法の改正でできた制度なんですけど、ここの部分については、民間の部分であれば議員おっしゃるとおりなんですけど、町が出資している三セク、まあ施設ですね、ここの部分と、民間の施設の競合の部分考えたときに、どうしてもそういう足かせをつけないければ民営圧迫というふうなそういう形の中での指定管理者制度のスタートでこうなってるので、本来は、私、ハタハタの里観光事業株式会社の社長を請け負ってますけれども、やっていますけど、私は本当にそうしていただければ非常にありがたいです。でもそうできないんです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 宿泊について伺いますけれども、前に全協で私、6,000円のものが1万円ということで高すぎるのではないかなという質問したわけなんですけど、上限とい

うことでまずある程度理解はできます。ただし、ちょっとそのとき気がつかなかったんですが、まず小・中学生1人4,000円なのが、ちょっと待ってください、小学生以下1人5,000円ですね、これね。それで中学生というのはそうすればどういう、どこに該当するんですか。一般に該当するわけなんですか。

あとそれともう一つ、小学生未満ということは、まず幼稚園までですね。その子どもたちがこれまで2,000円であったのが5,000円ということになるわけですね。これも……

(「上限」と呼ぶ者あり)

○4番(腰山良悦君) 上限でいいですけども、設定するにしてやはりちょっと高すぎるんじゃないかと思うんですよ。それで旅行する人方にすれば、何ていいますか、結構料金にこうあれするんですよ。何ていいますか、固執するんですよ。高い、高いところはあまり、それなりのサービスが伴えばいいですけども、そんなにあれですよ、高ければ来ねえと思うんですよ。そうでなくても年々宿泊っていうか減ってきてる状況で、今まずG o T oとか町のあれで入れ込んでおるわけなんですが、この後、果たしてこの料金設定で来るか来ないか、そこら辺は私はちょっと疑問に思うんですけども。

○議長(門脇直樹君) 4番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 安すぎる、高すぎるのいろんな議論があるんですか、ここの部分の料金はあくまでも上限というふうな形でとらえていただきたいと思います。お客さんが、まあ今のG o T o キャンペーン等、関係まあ何もない状況のときは、いつも冬が、冬期間が問題でした。で、その部分を上限だからといって上げてお客さん来ないのは分かってる部分で上げるわけがないので、ここは先ほど来申し上げておりますけれども、経営の裁量を大きくするために、お客さんがいっぱい来るときには高く料金設定できるような形のことやれるようにしてほしいというのがこの条例改正の趣旨ですので、これがそのままお客さん来ない時期にもこの料金設定でやるというわけではないので、その辺はお客さん来なくなればハタハタ館潰れてしまいますので、まあそういうことをご理解していただければと思います。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。4番腰山良悦君。

○4番(腰山良悦君) そうすると、時期に合わせてまず設定すると。そうすればそれをお客さんに対しては表示するといえますか、そういう形とるといことなんですね。分かりました、はい。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 宿泊の値上げ幅が非常に大きいということで、この限度額1万円の表示の仕方ではなくて、最低限度の金額の方に数字を合わせて、あと以上はお金持っている人はいくらでもお金払えますので、それはもう高級な料理どっから取ってもいいし、ステーキ取ってもいいし、何取ってもいいから、上限はいくらでもできるんですけれども、やっぱりいくらかっていう表示がほとんど、私もよく宿泊ゆこゆことかインターネットでよく見るんですけれども、やはり最低価格が何ぼ何ぼからってという表示がほとんどで、限度額のところで表示したのは私見たことないです。ですから、まあ1泊2食つき6,800円から上限はいくらでもっていうふうなそういう表示の仕方でないと、これを見ただけでお客さんはもうしり込みしてしまうと思います。

それと小学生以下5,000円ですけれども、これ4歳、5歳も5,000円になりますので、この表示の仕方もちょうと、子連れの人たちはいくらでも安い、やっぱり安い方から、私はインターネットで検索しますけど安い方からどんどんやっぱり売れていくんですよ。で、それにやっぱり三セクのハタハタ館ですので、そこをやはりアピールした方がいいんでないかと思います。私はたまたま昨日ちょっとポルダーの方に行ってきたんですけれども、ポルダーのレストランに入りますと、レストラン、まあ食事だけとって、あと左側が休憩室になって、それはゆめろんも同じような、同じ構造なってますけれども、ゆめろんは大広間いつでも使っても無料になってます。ハタハタ館の場合は上に行かないといけないんですけれども、で、レストランとその休憩室とこう隣合わせだっというので、隣で食事をするっていうことを皆さんやっぱりよく利用するようで、ポルダーの方でも隣の休憩室は200円ですってちゃんと表示してます。で、200円って書いてるので、「子どもいくらなの」って聞いたら「子ども100円です」っていう感じで、やはりそのくらいでないとね、まあハタハタ館は特に使い勝手が悪い、利用するには使い勝手が悪くて、2階の大広間に行くともう何もないだっ広いところに黙っているだけの大広間ですけれども、ポルダーとかゆめろんだとテレビがあったり売店あったり、いろんなものがそこで風呂上がりにゆっくりすることができる、そういうふうな施設になってます。そして、私はあそこに大瀧村のサン何だっけ、あそこに泊まったんですけれども、サンルーラルに泊まったんですけれども、たまたま10階のあの風呂がちょっと故障して下の方の湯の湯に入ってくださいっていうことで、入るときに仕切りのところに、ここは村民のための施設ですっていうふうにちゃんと書いてあるんですよ。ホテルと違って、ここは村民のためのホテルです。そこを配慮して利用してくださいって

いうふうにちゃんと、やっぱり村民のための施設っていうことをすごいこうアピールして、そこでもやっぱりゆったりしていろんなものを使えて無料で、村民の人たちが朝6時半から、ゆめろんも6時半からですけども、本当にそういう使い勝手のいい、町民に使い勝手のいいような温泉になってます。それを考えた場合に、この料金設定とか、それから考えると本当に町民のためになるのかなっていうところがあります。町長その辺いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） ポルダ一瀉の湯とサンルーラル、私もそこを所管する振興局にいましたので何度も利用しましたが、はっきりと入り口分かれてるんです、廊下では繋がってますけど。今のハタハタ館の部分で一番課題となっているのは、宿泊客からのクレームなんです。高いお金で宿泊する人方の入り口と住民の方々が利用する入り口、同じなんです。その部分は、宿泊客の方からのクレームがたくさん来てます。で、それはもう既に、どうすればいいのかっていうのはまあ検討してる場所なんですけど、私、今その施設自体がもう出来上がってますから、その部分やるっていうのはそう簡単でないんで、まあいずれその部分、村民のためのポルダ一瀉の湯、これはそういう形でやってますからそれはそれでいいと思います。

それから、料金安ければいいというのは、それはもちろんそのとおりでと思います。だけれども、やっぱり経営が成り立つための適正な料金設定もできるような形にさせていただきたいというのが今回の上限の引き上げ額でありますので、一方で、見上議員も含めていろんな部分でハタハタ館が赤字赤字というふうな形で、私、町長なってから毎年そういうふうな形のご指摘、ご指導をいただいています。その部分も踏まえながら、やっぱり会社としてやれる部分の裁量を少し広げてもらうというふうな、そういう戦う武器も与えてほしいというのがこういう趣旨でありますので、そういう部分もお考えになっていただければとお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今、こういうふうに町民のための施設と、それから宿泊施設ということが分かれてる、風呂も分かれてるというところは私もちょっと経験したことがあります。町民のための風呂は本当に風呂場みたいな感じで、あそこに行列作って町民がだ一っとう入って、あとお客さんの方にはゆったりした風呂っていうふうなところが、私はちょっと見たことありますけれども、やはりそれをやるんだっただけです、や

はり全部、じゃ、今の売店のところどうするのかとか入り口どうするのかとか、そういうふうなのを兼ね合わせてそれで設計して、それでその上でこういうふうに料金の値上げをしますっていうんだったら何分の一かはちょっと賛同できるかなとは思いますが、今そういうふうなことがなくていきなりこの、今赤字だから赤字だからということで、いきなりこの値上げ案を出されてくるということは、町民もびっくりしますし、利用する人も減ることは確実だと思いますが、もう一度、町長お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ現実によこの部分について値上げっていう話ですけども、あくまでも料金設定できる上限額を上げてほしいというふうなそういう条例改正でありますので、今議員がおっしゃったように、施設を大規模リニューアルしてその際に料金を上げる部分については、3分の1ほど賛成できるって話ですけど、その部分に至らないんです、現在。ようやくこの後の当初予算案に、どうしても来年度の運営ができないかもしれないので空調と合併処理浄化槽を修繕させてほしいってお願いが今精いっぱいのところなんです。今現在の状況の中で明らかに黒字経営とかそういう形がやりくりできるようなそういう形がなければ、大規模リニューアルってまだ私とすれば議会の皆さんにご提案できるようなそういう状況でないと思っております。その部分については、今年度から教産建の皆さんに意見交換をお願いしてきていますので、その部分を、まあこの後も、この後、今年度の収支決算まとまりますので、そういう部分ができた段階、節目節目でまた議会の皆さんと状況を説明して意見交換しながら何とかハタハタ館の存続に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、今見上さん言われた部分が今そのまますぐできれば私としても非常にありがたいんですが、まあ財源の問題もありますけど、今そういう状況ではないということをおは今認識しています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 反対討論をします。

料金設定があまりにも目白押しになってます。上げ幅も非常に大きくて、これは私、条例の中に限度額1万円って書く必要はなくって、最低限度額はいくらで、上限の設定1万円は書く必要ないと思います。出したい人は2万円でも3万円でも出すと思います

ので、最低限度の金額だけを抑えておけばそれで条例が成り立つのではないかと思いますので、反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。25分より再開します。

午後 2時19分 休 憩

.....
午後 2時25分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第11、議案第8号、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成18年八峰町条例第69号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定が改正され、特例基準割合の呼称が延滞金特例基準割合に改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

分かりづらいので、福祉保健課資料、議案第8号関係の新旧対照表をご覧ください。
タブレットに掲載しております。

左側、附則第2項2行目の「特例基準割合（当該年の前年に）」の部分を「延滞金特例基準割合（平均貸し付け割合（」に、また、4行目の「の規定により告示された割合」の部分を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改めます。また、6行目の「（以下本項において「特例基準割合適用年」という。）」の部分を削除し、7行目の最後の「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」の部分を「その年における延滞金特例基準割合」に改めます。下から4行目の「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改めるものであります。全て文言の改正でありますので、延滞金の率、割合等については影響はありません。

附則、1項、この条例は、公布の日から施行する。

2項、改正後の八峰町諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。
7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今説明したのは福祉課長ですけれども、これは福祉のどういうところに延滞金とか延長とかそういうところが出てくるのか。私はてっきり税務の方、会計の方から説明があるのかなと思いましたが、福祉の方からあえて説明があったってということと、それから、まあどういうものに対してこれが、福祉の中の借りてるものに対してこの名称が変わったのかどうなのか。いずれ率とかそういうものには関係ないということですね。そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

福祉課の関係で言えばですね、介護予防関係の事業、配食サービス、生きがいデイ、生活支援、まあヘルパーですね、という使用料や手数料に福祉関係では関係する部分があります。またあと介護とか後期高齢とかの保険料とかも対象となります。ただ、うち、福祉保健課の関係はこのような部分でありますけれども、ほかに、ほかの課ですね、税以

外はほとんど関係する部分があると思います。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例（平成18年八峰町条例第106号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

福祉保健課資料、議案第9号関係としてタブレットに新旧対照表を掲載しております。

下線の部分が変更された部分となります。本条例附則第5項中にある、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定しておりました新型コロナウイルス感染症の定義が、法の整備によりまして、新たに、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属の

コロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症に規定されたことによる改正であります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議案第10号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、八峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について。
八峰町後期高齢者医療に関する条例（平成20年八峰町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由ですが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定が改正され、特例基準割合の呼称が延滞金特例基準割合に改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

また福祉保健課資料、第10号関係の新旧対照表をタブレットに掲載しておりますのでご覧ください。

これも先ほどの第8号議案と同様の改正であります。

左側、附則第2条3行目の「特例基準割合（当該年の前年に）」の部分を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、4行目の「の規定により告示された割合」の部分を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改めます。また、7行目の「（以下この条において「特例基準割合適周年」という。）」部分を削除し、その下の行「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」の部分を「その年における延滞金特例基準割合」に改めます。下から3行目の「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改めるものであります。全てこれも文言の改正であります。

よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第11号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町介護保険条例（平成18年八峰町条例第163号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

提案理由、第8期介護保険事業計画により、保険料率設定期間を改める必要があるため。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により新型コロナウイルス感染症の定義が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

これも資料としてタブレットの方に掲載しております。

左側、第2条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めるものであります。

次のページをご覧ください。

また、附則第12項第1号中にある「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」部分が「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改正するものであります。

これも国保の条例改正と同じく、新型インフルエンザ等対策措置法に規定しておりました新型コロナ感染症の定義が法の整備により新たに新型コロナウイルス感染症に明記されたことによります。

附則、1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第12条第1項1号の改正規定は、公布の日から施行する。

経過措置、2項、改正後の第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとなります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第12号、八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第12号をご説明いたします。

八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。町営住宅の一部用途廃止に伴い、管理戸数が減少するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の改正内容です。

八峰町営住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表中でありますけども、かもめ団地、木造2階建て、現在15戸となっておりますが、これを3戸減少させ、かもめ団地、木造2階建てを12戸と改めます。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第13号、八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第13号をご説明いたします。

八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。先ほど用途廃止した町営住宅、これを地域活性化住宅としての管理戸数が増加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例改正内容ですが、八峰町地域活性化住宅設置条例の一部を次のように改正する。

別表中ですが、現在、夕風団地10戸となっておりますが、これに、かもめ団地、木造2階建て3戸を追加するものであります。このように改めるものであります。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第14号、八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第14号をご説明いたします。

八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町温泉供給施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。温泉供給施設の管理に際して、業務の一部を外部委託できるようにすること及び、施設の名称、及び位置を修正するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正内容です。

八峰町温泉供給施設条例の一部を次のように改正する。

第3条中の「町が行うものとする。」の次に「ただし、管理業務の一部を委託することができる。」を加えます。

これは、現在停電とか、あるいは源泉の湧水状況の際には、町の職員に携帯へ通報が来ます。これを受けて、ハタハタ館の担当職員と連絡を取りながら原因調査を行っております。修繕等が必要な場合は、年間で維持管理を委託している秋田の業者さんに委託しております。これを新年度からは、軽微な日常点検についてはハタハタ館に依頼したいと考えております。というのも、原因調査にあたってはやはり一番隣で使っているハタハタ館が状況を把握しておりますので、町職員が現場に出向いてから対応するよりも早いということで、迅速性を重視し、このように対応したいと思います。また、軽微な修繕等については、ハタハタ館から直接業者とやりとりして、少額な金額のものについては対応していただくということで、それについては町と連絡を取りながら判断して施工してもらいたいと考えております。

委託については以上です。

それから、別表中の「八森ふるさと温泉」の項目ですけれども、この八森ふるさと温泉というのは、湯っこランドが開設した当時、最初に温泉を引いた源泉でございます。これはもう源泉が枯渇して今使われていないような状態で、それ以降全く稼働しておりません。ただし、条例上ここに載っておりましたので、今回ここを削除したいと思います。そのかわりといいますか、この文言にかわって下の「八森いさりび温泉（御所の台）」、これについては、現在、新源泉として平成30年から供用開始している新しい源泉の名称です。ここについても条例の方を改正しておりませんでしたので、併せてこの機会に遅らばせながら変更をお願いしたいと思っております。改めたいと思っております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 再確認ですけれども、今説明の中に八森ふるさと温泉、これが今、湯っこランドに供給してあった源泉ですが、枯渇して使っていない状況という説明あったけれども、どういうことなのかな。ちょっとそこ説明お願いします。

○議長（門脇直樹君） 8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ちょっと舌足らずで誤解されたかもしれませんが、一番最初に旧八森町で温泉を活用して現在の湯っこランドを運営した際に、長坂の土地に源泉を湧出したものを利用していました。そのことをお話してあります。今現在、湯っこランドの方にはハタハタ館と一緒に使っていた国道沿いの温泉を引っ張っておりますので、ここの部分についてはそのまま条例には残す形になります。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） 8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 長坂線の下の海岸道路に下りる道路の付け根あたりだな。

○建設課長（石嶋勝比古君） はい。

○8番（菊地 薫君） 前あそこに船使ってどうのこう温泉を、分かりました。以上。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○8番（菊地 薫君） いいです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第15号、八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例制定について。

八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町野菜集出荷施設の用途を廃止し、普通財産として譲渡できるようにするため、本条例を廃止するものであります。

次のページになります。

条例文です。

八峰町野菜集出荷施設条例を廃止する条例。

八峰町野菜集出荷施設条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第16号、八峰町保育所条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、八峰町保育所条例を廃止する条例制定について。

八峰町保育所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。令和3年4月1日より峰浜ポンポコ子ども園が幼保連携型認定こども園に移行することにより、公立保育所を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次ページ、条例本文です。

八峰町保育所条例を廃止する条例。

八峰町保育所条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上が説明となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第17号、八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について。

八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。子ども・子育て支援法の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、保育所の入所基準について、実施基準を定める旨の規定が改められ、当該基準に関しては、条例で定める必要がなくなるため、本条例を廃止するものであります。

次ページ、条例本文です。

八峰町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

八峰町保育の実施に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

補足の説明となります。この条例を廃止することになりますけども、新たに規則で保育所入所基準等を定めますので、そちらの方に置き換わるものとなります。

以上で説明となります。よろしく願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第18号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長(浅田善孝君) 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、財産の無償譲渡について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。

1 無償譲渡しようとする財産

(1) 施設

名 称	八峰町野菜集出荷施設
所 在	八峰町峰浜石川字外林137番地1及び138番地1
構 造	鉄骨造平屋建
延べ床面積	1,270㎡

(2) 土地

所 在	八峰町峰浜石川字外林137番地1他2筆
地 目	宅地
面 積	6,928.01㎡

2 無償譲渡しようとする相手方

所 在 地	山本郡三種町鹿渡字町後270番地
名 称	秋田やまもと農業協同組合
代 表 者	代表理事組合長 檜森保雄

3 無償譲渡の条件です。

無償譲渡の相手方は、譲渡物件を集出荷施設として使用し、かつ、従前の使用目的を継承するもので、他の目的に使用してはならない。ただし、施設の償却期間が経過した場合は、この限りでない。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。八峰町野菜集出荷施設及びその関係用地を秋田やまもと農業協同組合

に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

説明資料でもう少し詳しく説明したいと思います。

アップされた写真をご覧ください。野菜集出荷施設及び関係用地の航空写真となります。

写真中央にあります緑色で表記されている施設が八峰町野菜集出荷施設です。また、青色太線が無償譲渡の用地で、黄色の囲みに地番、地目、面積、所有者が記載されています。用地については、図面右下の凡例にありますとおり、黄色い囲みの下の方から八峰町峰浜石川字外林137番地1、地目は宅地、面積は2,052.87㎡。真ん中が八峰町峰浜石川字外林138番地1、地目は宅地、面積は2,903.88㎡。上の方にありますのが八峰町峰浜石川字外林139番地1、地目は宅地、面積は1,971.26㎡の3筆となっております。

なお、139番地1の一角には、外林地区集会施設があります。当初この集会施設の関係用地については、無償譲渡前に分筆登記する予定でしたが、土地家屋調査士が調査したところ、当該用地周辺は昭和40年代に国土調査を行い、登記が完了しているものの、当時の座標と現在の座標を比較すると1m程度ずれていることが判明しました。そのため、町が分筆登記を行うと修正する範囲が大きく大規模な作業となり、費用も高額になるほか時間もかかることから、その対応について協議したところ、外林地区集会施設用地も含め、一度農協に譲渡し、農協が関係用地の分筆登記を行い、町に寄附する形であれば範囲が農協部分にとどまり、費用的にも抑えられることから、その旨、農協に説明し、分筆登記に係る費用を町が負担することで合意したものです。

なお、関係予算については、令和3年度当初予算に要求しておりますので、後ほど予算委員会で説明いたします。

また、2ページ以降には野菜集出荷施設の現状写真を載せております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時13分より再開いたします。

午後 3時05分 休 憩

.....
午後 3時12分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第22、議案第19号、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長(日沼一之君) 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第8号)。

令和2年度八峰町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,758万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を74億3,442万4,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」に記載しております。

4ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費の公共施設等総合管理計画更新業務につきましては、当初個別施設計画を中心に更新する内容で委託業務として発注しておりましたが、その後、国から公共施設等の適正管理について、中長期的な観点での公共施設マネジメントを推進するため、現在の総合管理計画の計画期間内であっても令和3年度中に個別施設計画を踏まえた総合管理計画の見直しを行うよう連絡がありました。

なお、令和3年度中に見直しの際には財源措置があるとの情報もございましたので、現在発注済みではありますが更新業務の工期を延長し、令和3年度中に見直すべき事項も追加更新した方がよいと判断したために事業繰越とするものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につつま

しては、ワクチンの供給が可能となった場合、速やかに住民に対してワクチン接種を行うことができる体制を整えるため、必要な予算をこのたびの3月議会定例会に補正予算計上したほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

6款農林水産業費1項農業費のうち、担い手確保経営強化支援事業につきましては、国の第3次補正予算で当該事業費の追加が認められたことから、このたびの3月議会定例会に補正予算を計上したほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

強い農業担い手づくり総合支援事業につきましては、今冬の大雪・暴風雪の影響により農業用ハウス等に甚大な被害が発生したことから、人・農地プランの中心経営体で融資または地方公共団体の支援を受けている方を対象に、復旧費として国が補助することになりましたので、このたびの3月議会定例会に補正予算計上したほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

農業施設復旧支援事業につきましては、先ほどご説明しました強い農業担い手づくり総合支援事業と同じように、今冬の大雪・暴風雪の影響により農業用ハウス等に甚大な被害が発生したことに伴う復旧支援でございます。こちらの方は復旧費として県が補助することとなりましたので、同じくこのたびの3月議会定例会に補正予算計上をしたほか、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

水田畑地化整備事業につきましては、県が実施している事業の一部が繰越事業となったことに伴う、町負担金の繰越でございます。

3項水産業費の水産基盤整備事業につきましては、県が実施している八森・岩館両漁港の県営漁港事業の一部が繰越事業となったことに伴う、町負担金の繰越でございます。

10款教育費5項社会教育費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金150万円を活用して、ファガス及び峰栄館の図書費の充実を図るものでございます。

以上、8事業にかかる繰越明許費の総額は5,238万5,000円でございます。

債務負担行為の追加及び変更につきましては、「第3表 債務負担行為補正」に記載しております。

5ページをご覧ください。

1、追加のうち、令和3年度当初より業務を開始する必要がある議会広報誌印刷製本業務委託、町広報誌印刷製本業務委託、一般廃棄物収集運搬業務及び小・中学校スクールバス運行業務委託の3業務、合わせて6業務につきましては、入札事務を円滑に進めるため、債務負担行為を設定する必要があるものでございます。

鹿ノ浦休憩所解体工事につきましては、今冬の強風の影響により屋根の一部が剥離したほか、施設の老朽化も進んでいることから解体することといたしました。早期に契約行為に着手する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

2の変更のうち、お試し暮らし用住宅借上につきましては、当初予算で2棟分の借上料を設定しておりましたが、実績が1棟となり、住宅借上料の将来負担額に変更が生じたために減額補正するものでございます。

中小企業融資斡旋資金及び小規模事業所経営改善資金につきましては、貸付実績が確定したことにより当初予算の設定した利子補給金の将来負担額に変更が生じたため、それぞれ減額補正するものでございます。

地方債の追加及び変更につきましては、「第4表 地方債補正」に記載しております。

6ページをお開きください。

1、追加の減収補てん債につきましては、地方自治体が当初見込んだ法人関係の税収額が大幅に減収した分を補てんするための起債であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響に対応するため補てんの対象項目が追加となったことに伴い、1,640万円を追加補正するものでございます。

次に、2、変更の6項目につきましては、全て事業の完了または事業費の確定に伴う6,810万円の減額補正でございます。

臨時財政対策債につきましては、額が確定したことによる440万円の減額補正でございます。

小型動力ポンプ積載車等整備事業につきましては、事業完了に伴う入札差額による60万円の減額補正でございます。

峰浜地区統合子ども園建設事業につきましては、事業完了により額が確定したことに伴い、合併特例債230万円の減額補正でございます。

過疎対策事業につきましては、対象としている事業費の確定に伴い、6,060万円の減額補正でございます。

広域通信指令室機器更新事業負担金につきましては、負担金の額の確定に伴い、10万円の減額補正でございます。

緊急浚渫推進事業につきましては、事業費の確定に伴い、10万円の減額補正でございます。

なお、詳細につきましては、18ページから19ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書10ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出実績見込額と現計予算額の乖離の大きいもの及び事業完了に伴い予算の整理が必要なものを計上しております。事業完了に伴うものにつきましては、特徴的なものを除き説明は省略させていただきます。

10・11ページをお願いします。

まず歳入ですが、10款地方交付税につきましては、交付額の確定に伴い、普通交付税9,764万7,000円を追加補正するものでございます。

12款分担金及び負担金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生きがいデイサービス利用者数の減少により25万2,000円を減額補正するものでございます。

13款使用料及び手数料1項使用料4目農林水産業使用料につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症拡大に伴い宿泊営業を休止したことにより、夕映の館使用料を60万円、漁火の館使用料60万円、合わせて120万円を減額補正するものでございます。2項手数料2目衛生手数料につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、集団検診を中止したことから住民検診手数料46万円を減額補正するものでございます。

12・13ページをお願いします。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金のうち1節社会福祉費負担金につきましては、重度訪問介護利用者が減少したため、自立支援給付費の支出が減額となる見込みであることに伴い、国庫負担金159万円を減額補正するものでございます。2節児童福祉費負担金につきましては、児童手当の給付実績が当初予算編成時より減少したことに伴い、国庫負担金420万円を減額補正するものでございます。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金のうち細節10の個人番号カード交付事業費補助金につきましては、今年度交付額が確定したことにより、国庫補助金95万6,000円を減額補正するものでございます。細節11の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、会計年度任用職員の人件費や窓口延長の時間外手当など補助金の対象経費が増額となったことに伴い、国庫補助金11万5,000円を増額補正するものでございます。細節14個人番号カード利用環境整備費補助金につきましては、マイキーID設定支援に会計年度任用職員の人件費が増額、業務実績ですね、これに伴って国庫補助金23万5,000円を追加補正するものでございます。細節18の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、学校保健特別対策事業など国庫補助金の対象となる事業において、地方負担分が交付金の対象とな

りましたので、158万6,000円を追加補正するものでございます。2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金のうち細節12子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、児童手当のシステム改修費に伴い、国庫補助金30万1,000円を増額補正するものでございます。細節14の保育所等保健衛生用品整備等事業費補助金につきましては、保育所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費として交付される国庫補助金90万円を追加補正するものでございます。3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち細節8の母子保健衛生費補助金につきましては、子育て世代包括支援センターの開設に当たり、開設準備などに対して交付される国庫補助金198万1,000円を追加補正するものでございます。細節10の新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金につきましては、繰越明許費のところでもご説明しましたが、新型コロナウイルスワクチン供給が可能となった場合、速やかに住民に対してワクチン接種を行うことができる体制を整えるため、今回の3月議会定例会に計上している歳出予算に対して交付される国庫補助金2,768万9,000円と、12月議会定例会時に予算措置しましたシステム改修分としての47万3,000円、合わせて2,816万2,000円を追加補正するものでございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち細節2の自立支援給付費負担金につきましては、14款国庫支出金のところで説明したものと同様に、重度訪問介護利用者が減少したために自立支援給付費の支出が減額となる見込みであることに伴い、県負担金79万5,000円を減額補正するものでございます。細節3後期高齢者保健基盤安定負担金につきましては、今年度の交付額が確定したことに伴い、県負担金119万1,000円を追加補正するものでございます。2節児童福祉費負担金につきましては、14款国庫支出金のところでご説明したものと同様に、児童手当の給付実績が当初予算編成時より減少したことに伴い、県負担金110万5,000円を減額補正するものでございます。

14・15ページをお願いします。

2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスの影響により自殺予防フォーラムを中止したことに伴い、地域自殺対策強化事業費補助金27万円を減額補正するものでございます。4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち細節2中山間地域等直接支払交付金につきましては、協定面積の減少に伴う事業費が減額となったことから、県補助金277万円を減額補正するものでございます。細節11農業委員会交付金につきましては、交付金の配分額の確定に伴い、県補助金

11万3,000円を追加補正するものでございます。細節23の鳥獣被害対策交付金につきましては、事業費の確定に伴い、県補助金35万2,000円を減額補正するものでございます。細節37農業次世代人材投資事業補助金につきましては、当初予算作成時より新規の採択者数が減少したことに伴い、県補助金150万円を減額補正するものでございます。細節43機構集積協力金事業費補助金につきましては、12月議会定例会時に予算措置しました農地利用状況の確認を行う上で必要となる調査用図面作成に係る経費としての県補助金55万3,000円を追加補正するものでございます。細節45担い手確保・経営強化支援事業の補助金につきましては、繰越明許費の追加のところでもご説明いたしましたが、国の第3次補正予算で当該事業費の追加が認められたことから、県補助金985万8,000円を追加補正するものでございます。細節53元気な中山間農業応援事業補助金につきましては、当初、コンバインを導入する予定としておりましたが、予定していた方が導入を取りやめたことに伴い、県補助金231万円を減額補正するものでございます。細節63の農地利用最適化交付金につきましては、農業委員会の活動実績と成果実績に伴い、県補助金114万9,000円を追加補正するものでございます。細節69農業施設復旧支援事業費補助金と細節70強い農業担い手づくり総合支援交付金につきましては、繰越明許費の追加のところでもご説明いたしましたが、今冬の大雪・暴風雪の影響により農業用ハウス等に甚大な被害が発生したことに伴い、復旧支援としまして県補助金141万3,000円と83万5,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。2節林業費補助金につきましては、林業塙線改良工事の事業完了により県補助金12万6,000円を減額補正するものでございます。3項委託金1目総務費委託金につきましては、国勢調査の指導員を対象とした報告会に係る経費分が追加交付されることになりましたので、統計調査費委託金6万円を追加補正するものでございます。4目教育費委託金につきましては、新型コロナウイルスの影響により、いのちの教育あったかエリア事業が中止になったことに伴い、教育費委託金106万1,000円を減額補正するものでございます。

17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金につきましては、金谷信榮氏より寄せられた寄附金150万円を追加補正するものでございます。

16・17ページをお開きください。

○議長（門脇直樹君） 副町長、皆さん全ての説明の項目まで説明求めますか。

（「要りません」と呼ぶ者あり）

○副町長（日沼一之君） だすか。

○議長（門脇直樹君） もう少し割愛しながら簡潔にお願いします。

○副町長（日沼一之君） はい、分かりました。

まず、じゃあ金額の大きいとこだけ言います。

18款繰入金2項繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整を図るため、2億2,164万円を減額補正するものでございます。2目雇用創出基金繰入金につきましては、雇用創出活動支援事業補助金の交付額が減少見込みであることから繰入金300万円を減額補正するものでございます。4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、寄附金に対して付与されるポイント制度を廃止したためにポイント保有者による返礼金の駆け込み需要が増加していることから、300万円を追加補正するものでございます。

19款繰越金につきましては、繰越金のうち予算未計上だったものを今回の3月補正予算で全額計上して、6,643万8,000円を追加補正するものでございます。あと、6目の方、金額大きい方ですね、雑入につきましては、新型コロナウイルスの影響によって細節1の海浜プールシャワー使用料、細節2のあきた白神体験センター使用料、合わせて853万円を減額補正するものでございます。

18・19ページをお開きください。

21款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

続きまして歳出をご説明いたします。歳入でも申し上げましたが、今回の補正予算は事業完了に伴うものが主要因となっておりますので、特徴的なものを除いて細かな説明は省略させていただきます。

なお、今回の減額補正となっているもののうち、新型コロナウイルスの影響により取りやめとなった出張関係や各種行事をはじめとする事業の中止による減額補正額は、全体で約4,000万円となっております。

20・21ページお願いします。

1款議会費から2款総務費6目企画費につきましては、新型コロナウイルスの影響と事業完了に伴う減額補正でございます。

22・23ページをお願いします。

7目電子計算費につきましては、障害者自立支援給付支払システムの改修が必要なことから、その改修経費として秋田県町村電算システム共同事業負担金55万7,000円を追加

補正するものでございます。あと、12目町有バス管理費につきましては、同じく新型コロナウイルスの影響によって町有バスの利用者が減少ということで、バスの燃料代、運転手の手数料240万円を減額補正しております。あと、13目ふるさと納税管理費につきましては、歳入18款繰入金のところでもご説明いたしましたが、これまでの寄附金に対して付与去れるポイント制度を廃止することとしているため、ポイント保有者による返礼品の駆け込み需要が増加していることから委託料300万円の追加と、なお、今年はふるさと納税の寄附金の見込みは2,700万円ほどになるようです。

あと、そうですね、24・25ページをお開き願います。

ここでは大きいところは、6項の監査委員費につきましては、新型コロナウイルスの影響により旅費を24万円減額補正するものでございます。

あと、次に3款民生費についてご説明します。1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、若者世代生活応援プレミアム50商品券交付事業の事業完了に伴い精算したところ、当初見込みより利用者が少なかったことから補助金325万7,000円を減額補正するものでございます。2目の老人福祉費につきましては、新型コロナウイルスの影響により高齢者の生きがい活動支援通所事業と健康づくり推進事業が開催できなかった期間があったことから、委託料50万4,000円を減額補正するものでございます。3目の障害福祉費につきましては、重度訪問介護利用者が減少したために自立支援給付費318万円を減額補正するものでございます。あと、27節の繰出金につきましては、後期高齢者医療保健基盤安定繰出金の額の確定に伴い、158万8,000円の追加補正でございます。

26・27ページをお願いします。

2項の児童福祉費、1項1目ですね、すいません、児童福祉総務費につきましては、児童手当の給付実績が当初予算編成時より減少したことなどに伴い、扶助費602万5,000円を減額補正するものでございます。2目子ども園費につきましては、後ほど10款教育費と合わせて教育長からご説明させていただきます。

28・29ページをお願いします。

3目子育て支援センター運営費につきましても、後ほど教育長からご説明させていただきます。3項の国民年金費1目国民年金事務費につきましては、年金生活者支援給付費支援業務市町村事務取扱交付金の令和元年度分の精算に伴い、返還金が6万6,000円、これを追加補正してございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

30・31ページをお願いいたします。

この2目予防費につきまして、新型コロナウイルスの影響により中止となりました自殺予防フォーラムと集団検診関係の減額補正と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の追加補正が混在しておりますので、予算書だけでは分かりにくいと思われるので、別の資料を準備しておりますのでそちらでご説明させていただきます。

議案第19号予算説明資料ということでこういうの入ってるはずですので、お願いします。よろしいですか。

1節報償費につきましては、ワクチン接種体制確保事業に係る事務補助費の報酬307万9,000円を追加補正するものでございます。3節職員手当につきましては、ワクチン接種体制確保事業に係る事務補助員の期末手当63万6,000円を追加補正するものでございます。7節報償費につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった自殺予防事業関係の講師やアトラクションの謝礼20万5,000円を減額補正するものでございます。あと8節旅費につきましては、ワクチン接種体制確保事業に係る事務補助員の通勤手当と費用弁償31万円の追加補正。それから、11節需用費のうち細節1消耗品費につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった自殺予防事業関係の消耗品20万円の減額。そしてワクチン接種体制確保事業に係る消耗品239万4,000円を追加。差し引いて219万4,000円を追加補正するものでございます。あと、燃料費、食料費、光熱水費、役務費の通信運搬費等々で、12節委託料の集団検診関連委託料につきましては、集団検診が中止となったことに伴い920万9,000円を減額補正し、新たにワクチン接種に係る分としまして接種券作成業務委託料として161万円を、ワクチン集団接種業務委託料として750万円を、ワクチン接種者の送迎業務委託料として834万7,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。あと13節使用料及び賃借料につきましては、ワクチン接種に係る医師・看護師等の送迎代として、自動車等39万8,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費、これですが、ワクチン接種に必要な備品としてパーテーション、小型薬品保冷庫、それからパルスオキシメーター、これは血液中の酸素濃度を測る機構です。あと医療廃棄物容器ホルダーを購入するために、合わせて44万4,000円を追加補正するものでございます。そして予防費全体としましては、新型コロナウイルスの影響により中止となった自殺予防と集団検診事業関連で974万9,000円を減額しており、新たにワクチン接種体制確保事業で2,768万9,000円を追加し、差し引き1,794万円を追加補正するものとなっております。

なお、新たに追加しましたワクチン接種体制の確保事業2,768万9,000円につきましては、全額国庫補助金の対象としているほか、繰越明許費としております。

それでは、議案書に戻っていただきたいと思います。32・33ページです。もう少しです。

2項清掃費1目清掃費につきましては、新型コロナウイルスの影響によりクリーンアップ等を中止した自治会があったことなどから、廃棄物回収作業の手数料80万円を減額補正するものでございます。3項水道費1目簡易水道施設費につきましては、新型コロナウイルスの影響により温泉入浴客が減少し、水道使用料の負担が大きくなったことから、ハタハタ館とあきた白神温泉ホテルから水道使用料の猶予申請が出され、減免することといたしました。その減免相当分を簡易水道事業会計補助金として620万1,000円を追加補正するものでございます。

次に、5款労働費についてご説明いたします。1項労働諸費4目緊急雇用対策費につきましては、今年度において雇用創出活動支援事業の実績が見込まれないことから、補助金300万円を減額補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。1項農業費1目農業委員会費のうち1節報酬につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績確定に伴い報酬の支払いに不足がじることから、253万円を追加補正するものでございます。8節旅費につきましては、新型コロナウイルスの影響により各種農業委員会の大会や代表者会議が中止または規模縮小となったことから、費用弁償、それから職員旅費、110万5,000円を減額補正するものでございます。

34・35ページをお開きください。

大きいものですね。18節負担金補助及び交付金のうち農業次世代人材投資補助金につきましては、当初予算作成時より新規採択者数が減少したことに伴い、150万円を減額補正するものでございます。中山間地域等直接支払交付金につきましては、協定面積の減少に伴い事業費が減少となったことから、369万3,000円を減額補正するものでございます。それから、大きいもの、担い手確保経営強化支援事業補助金につきましては、国の第3次補正予算で事業費の追加が認められましたことから、補助金985万8,000円を追加補正し、併せて繰越明許費とするものでございます。農業施設復旧支援事業費補助金と強い農業担い手づくり総合支援交付金につきましては、今冬の強風により農業用ハウス等に甚大な被害が発生したことに伴い、復旧支援としまして141万3,000円、83万5,000

円をそれぞれ追加補正し、繰越明許費とするものでございます。5目農地費につきましては、当初、コンバインを導入する予定としていた方が導入を取りやめたことに伴い、元気な中山間応援県営事業補助金295万1,000円を減額補正するものでございます。あとそうですね、2項林業費1目林業総務費につきましては、旅費に関しては新型コロナウイルスの影響により出張取りやめ、委託料に関しては事業確定によるもので、合わせて279万円を減額補正するものでございます。

36・37ページをお願いします。

2項林業費2目林業振興費につきましては、ゴルフ場の松くい虫被害対策の対応を町が直接対応することに変更したために補助金100万円を減額補正するものでございます。あと、3目の林業整備費につきましては、林道塙線改良工事の事業完了により144万6,000円を減額補正するものでございます。あと、4目オフセットクレジット推進費につきましては、新型コロナウイルスの影響により研修及び植樹指導を中止したことによる減額補正でございます。

あと、7款商工費についてご説明いたします。1項商工費2目商工振興費のうち7節報償費から13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルスの影響によりイベントを中止したことによる減額補正でございます。あと、14節工事請負費につきましては、産直ぶりこ外壁屋根塗装工事の完了による請負差額115万4,000円の減額補正でございます。あと、18節の負担金補助及び交付金につきましては、各補助金の事業実績確定により300万円を減額補正するものでございます。

あと、次は38・39ページをお願いします。

12節委託料のうちスカイロード観光客歓迎装飾制作設置作業委託料と公園遊具点検委託料につきましては、請負差額による減額補正でございます。88万6,000円ですね。あとは、13節使用料及び賃借料、それから18節負担金補助及び交付金、これ245万円につきましては、新型コロナウイルスの影響によりイベントの中止や事業の縮小に伴う減額補正でございます。あと、9目のジオパーク推進費につきましては、新型コロナウイルスの影響により大会や研修会への参加を中止したことによる138万6,000円の減額補正でございます。

あと、8款土木費につきましては、2項道路橋梁費1目道路維持費につきましては、町道白神二ツ森線舗装補修工事の事業費確定による100万円の減額補正でございます。

40・41ページをお開き願います。

3項はちょっと小さいな。4項下水道費1目下水道費につきましては、新型コロナウイルスの影響により温泉入浴客が減少し、水道使用料の負担が大きくなったことから、あきた白神温泉ホテルから水道使用料と合わせて下水道使用料の猶予申請も出され、下水道使用料は水道使用料により料金が算定されることから、水道料金と合わせて減免することといたしました。その減免相当分を下水道事業会計補助金として60万円を追加補正するものでございます。

9款消防費についてご説明します。

42・43ページをお願いいたします。

1項消防費1目非常備消防費につきましては、新型コロナウイルスの影響により消防出初め式を中止したことに伴い、費用弁償31万2,000円減額補正です。2目の消防施設費につきましては、小型動力ポンプ積載車の購入確定による入札差額ですね、48万円の減額補正でございます。

あと、13款諸支出金についてご説明します。

少し飛びますが、48・49ページをお願いします。

最後です。3項基金費14目中小企業融資あっせん資金等利子補給基金費につきましては、議案第3号で提案しました内容であります。新型コロナウイルスの影響による支援策として、現在、マルブナ、マル経の融資を受けている事業所を対象に、利子補給を従来の2分の1から全額としまして令和3年度まで行うこととし、また、利子補給金の減源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することから、積立金500万円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

次に、教育委員会関係補正予算案につきましては、教育長の方からご説明願います。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、教育委員会関係は私の方から説明させていただきます。

ずっと戻って26・27ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費2目子ども園費のうち1節報酬につきましては、峰浜地区の子ども園の統合にあたり、スクールバスの運転手と事務補助員を当初見込んでいた人数より少なくしたことに伴う減額補正でございます。8節旅費につきましては、保育士等の研修がリモート開催になったことに伴い減額補正するものでございます。12節委託

料と14節工事請負費につきましては、峰浜地区統合子ども園建築事業の完了に伴い事業費が確定したことにより、工事監理業務委託料と工事請負費をそれぞれ減額補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、購入額の確定に伴い、それぞれ減額補正するものでございます。

28・29ページをお開きください。

3目子育て支援センター運営費につきましては、全て新型コロナウイルスの影響によるもので、出張や行事等の事業の中止や規模縮小に伴い減額補正するものでございます。

次に、10款教育費についてご説明します。

42・43ページ、飛びますがお開きください。

1項教育総務費1目教育委員会費につきましては、新型コロナウイルスの影響により総会や研修が中止になったことに伴う減額補正でございます。3目教育助成費のうち7報償費から13使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルスの影響により出張やいのちの教育事業、小中連携児童生徒交流事業の中止、規模縮小になったことに伴い減額補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルスの影響により小・中学校の修学旅行を中止や変更としましたが、キャンセル料が発生しないことから減額補正するものでございます。

続いて44・45ページをお開きください。

2項小学校費1目峰浜小学校費につきましては、歳入14款国庫支出金のところで説明しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が学校保健特別対策事業など国庫補助金の対象になる事業において地方負担分が交付金の対象になりましたので、財源更生するものでございます。2目八森小学校費につきましては、スクールバスの運行見込額の精査により減額補正するものでございます。3項中学校費1目中学校費の八峰中学校費のうち12節委託料につきましては、スクールバスの運行見込額の精査により減額補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、令和3年度から新しい教科書に変わるため教師用の教科書を購入するため、201万1,000円の追加補正でございます。4項幼稚園費2目認定こども園費のうち1節報酬と2節職員手当等につきましては、スクールバスの運転手を当初見込んでいた人数より少なくしたことに伴う減額補正でございます。8節旅費につきましては、保育士等会の研修がリモート開催になったことに伴う減額補正でございます。17節備品購入費につきましては、購入金額の確定に伴い減額補正するものでございます。

46ページ・47ページをお開きください。

5項社会教育費につきましては、新型コロナウイルスの影響により今年度に成人になる方を対象にした成人式を今年度に開催することができなかったことから、記念品やアトラクション謝礼をはじめとする関係報償費を減額補正するものでございます。2目公民館費のうち7節報償費から13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナウイルスの影響により、ことぶき大学に関連する経費を減額補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金150万円を活用してファガス及び峰栄館の図書充実を図るための書籍購入費151万円の追加補正でございます。3目文化活動費につきましては、町民文化祭のゲスト出演謝礼の報償費10万円を減額補正するものでございます。6目秋田県自然体験活動センター管理費につきましては、新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少したことに伴い、1節の報酬から13節の使用料及び賃借料までをそれぞれ減額補正するものでございます。

最後に、48・49ページをお開きください。

6項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、8節旅費から18節負担金補助及び交付金の全てが新型コロナウイルスの影響により全県駅伝大会が中止になったことに伴い、8節旅費から18節負担金補助及び交付金までをそれぞれ減額補正するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○3番（奈良聡子さん） すいません、議長。

○議長（門脇直樹君） はい。

○3番（奈良聡子さん） もうバッテリー少なくて。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午後 4時01分 休 憩

午後 4時02分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 今、副町長あるいは教育長から縷々ご説明がありましたので、内容は承知いたしました。8,700万円のうちコロナ関係で約4,000万円の減額というよ

うなこともございました。あるいは、この関係でいろんなイベントが中止になったということもございますが、早めに分かったものについてはもっと早く減額した方が、財政の方ではやりやすかったんじゃないかなと思うんですが、これ申し合わせをして3月補正予算で計上するというようなことの中身になってるんですか。それとも、これまで我慢してこうやって繰越財源を残したという格好になるんでしょうか。そこら付近詳しく教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの皆川議員の質問にお答えいたします。

町の方の予算編成の際、予算編成といいますか、補正予算の積算の際に、新型コロナのものにつきましては12月等で落とさないで3月に落とすようにということで指示しておりましたので、今回計上させていただいております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かあるんですけど、まず10ページ、歳入の方を、まあ歳出の方にも入ってくるんですけども、夕映の12款農林水産業使用、先ほど議論しましたけれども、これは利用が減ったっていうのはコロナ禍の中で減ったのではないかと思いますので、地方創生とかそういうものに当てはめて委託料の方にこれを回してやるとかそういう考えはなかったのでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

漁火の館、夕映の館の使用に関してですけれども、そちらの方につきましては新型コロナウイルスの方として考えておりません。また、新型コロナウイルスで様々な事業継続等の方をやっておりますけれども、新型コロナウイルスのこの交付金は、単純に赤字補填相当というのは禁止されておりますので、こちらの方は計上しておりません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

○7番（見上政子さん） すいません、ちょっとページめくるのに時間がかかってしまっ
て。ちょっとお願いします。

○議長（門脇直樹君） 7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 25ページの民生費、社会福祉費、補助金のところで若者世代応援プレミアム券が325万7,000円減額なってるんで、あまり使われなかったと言われたけれども、どのくらいの割合でどうだったのか。目標金額に対して達成しなかったっていうことですけども、それはなぜなのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

若者世代生活応援プレミアム50ということで、なぜ使われなかったのかということですが、この中で実際使った方、まず対象者ということですが、結論から言えばやはり若者に人気がなかったんですね。全体の34.8%しか使われていませんでした。そして母子世帯では53.2%、比較的使っていました。あと父子世帯もちょっと人気がなく、11人の対象に対して2人ということで18.2。やはりこれも、もう少しこうやっぱり若者に使えるような工夫が必要であったのではないかと、こう考えております。結果として今のような率ですので、全体の対象が468人に対して170ということで36.3なので、やっぱり高くなかったということなので、まあその影響が一番若者に人気がなかったと、こういうことのでございますので、これからこういう類のものは工夫が必要だと、こういうふうにご考えてございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 37ページの林業振興費、これはゴルフ場の松くい虫対策事業補助金ということで町の方でこれを出してますけれども、これは沢目財産区の貸し付けですので、財産区の方でこういうことをやれるようなそういう仕組みにはならないんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

これは財産区でなくて、直接ゴルフ場に今まで補助金として100万円出していました。今回はゴルフ場の方から、やはりコロナの影響で業務が閑散としていましたので自分方の作業員で実施すると、こういうような状況になったわけです。ですからこれを減額したということです。よろしいでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 教育長、小・中学校の修学旅行のキャンセル料70万9,000円。普通

はキャンセル料が発生して、小学校、中学校の子どもたちのキャンセル料を町でみたいということで補正されると思うんですが、キャンセル料をあらかじめ何ですか予算化してて、今この減にしている。これはどこでいつこのキャンセル料を予算化してたんですか。普通はキャンセル料が発生して町でそれを持ちたいということで補正で出ると思うんですよ。この意味がちょっと分からない。

○議長（門脇直樹君） 5番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

この学校の修学旅行のキャンセル料の予算につきましては、9月の補正で認めていただいて予算化いたしました。その後で発生するだろうということでまず補正で取ったわけでなんですけども、実質的にキャンセルが発生しなかったということで全く使うことなく今回落としてございます。

○議長（門脇直樹君） 5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） キャンセル料が発生するだろうとって前もってそれを予算化した、補正で、したんでしょう。キャンセル料が発生して、その後で補正してこのぐらいキャンセル料が出ましたと、小・中学校のキャンセル料を町でみたいと思いますっていうことで補正するのが普通。70万9,000円、どうしてこれ見積もったんですか。キャンセル料を予算化するときに。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 補正で計上する際には、参考といたしまして各学校の方の利用しております旅行屋さんの方からキャンセル料の積算をしてもらいました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 資料の方で予防費、30・31ページということでコロナ対策のお金がいろいろ出されましたけれども、車の送迎、お医者さんとか看護師さんの送迎のほかに834万7,000円のあれがありましたよね、これが委託、一般の人たちがどういうふうを送迎してもらえるのかなってというのがすごいやっぱりこうみんな関心持ってるんですけども、その送迎の仕方。これはどこに任せて、どういうふう、委託するのかどうなのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石上ワクチン接種対策室長。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（石上義久君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

委託料に予算計上しておりますので、業者さんに委託する予定で考えております。実際には町のバスを利用ということも考えにはありましたけど、あまりにも期間が長くてスケジュールの確定がだいぶ遅れ込んでおりますので、町の事業に対しても大きな影響を与えるということで、国の予算で被接種者の送迎につきましては補助にのせられることになりましたので、予算確保させていただきました。実際には、接種会場は現段階では峰栄館で進めたいということです。考えてはおりますけども、能代市山本郡の医師会との調整の中で今後の接種のスケジュールが決まるまでは、こういった状況で、集団接種なのか個別接種なのか、いまだ見通せない状況ですので、それが分かり次第考えたいと思っておりますが、大体65歳以上の方につきましては足が非常に、接種会場までの足というものを確保しないといけませんので、実際には1回の接種人員の関係もございませぬけども、ある程度の集会施設のエリアの中で予約、あくまでもこの接種に対しては予約を受けてから、予約日を設定してから来ていただくという形になりますので、地域の近いところのエリアを想定して、ある程度の予約を集めた中で予約日に送迎を行うというシミュレーションの中で積算させていただいた金額でございます。ですので、通常、接種会場、仮に集団接種になった場合でも、接種会場にお越しいただける人については自分の好きな予約日で都合のつく日に予約を取っていただいて接種会場に向かっていただくと、併せて集団接種会場に来れない、もしくは個別接種会場に来れない状況におきましては、町が用意したバス等で接種会場まで送迎するというシミュレーションを描いております。

確定的なことがお答えできなくて大変申し訳ございませんけども、なにぶん今後のスケジュール調整の中で細かい、きめ細かな情報を地域の皆さんにお伝えできるよう、これから広報お知らせ版等を通じましてPRに努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。22分から再開いたします。

午後 4時16分 休 憩

午後 4時22分 再 開

○議長(門脇直樹君) 会議を再開いたします。

日程第23、議案第20号、令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第20号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,446万4,000円とする。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。3款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金に79万7,000円を追加するものです。これは歳出のシステム改修費委託料分であります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節職員給与費等繰入金で、税制改正に係るシステム改修事業委託料分63万2,000円とオンライン資格確認等運営負担金分4,000円、合計63万6,000円を繰入するものであります。

7款繰越金1項繰越金1目前年度繰越金1節前年度繰越金11万6,000円の追加は、歳出

との調整のための追加であります。

次の 8 ページ・ 9 ページをご覧ください。

歳出になります。 1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 12 節委託料の 142 万 9,000 円の追加は、オンライン資格確認等システム等整備事業委託料 79 万 7,000 円と税制改正に係るシステム改修事業委託料 63 万 2,000 円で、秋田県町村電算システム協同事業組合で実施するための委託料であります。 2 目連合会負担金 18 節負担金補助及び交付金の 4,000 円の追加は、オンライン資格確認システム運営に係る費用、月額 1.61 円に前々年度末被保険者数 1,868 人を掛けた 3,007 円の分の 4,000 円を負担金として支払うものであります。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 6 目保健給付費等交付金償還金 22 節償還金利息及び割引料、9 特定健診審査等負担金返還金 11 万 6,000 円の追加は、事業確定による返還金であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第 20 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第 20 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 21 号、令和 2 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第 21 号についてご説明いたします。

令和 2 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）。

令和 2 年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,051万1,000円とする。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

歳出のみの補正となります。

4ページ・5ページをご覧ください。

歳出です。2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス費18節負担金補助及び交付金、細節1負担金、居宅介護サービス給付費負担金578万7,000円の追加は、事業費増が見込まれるためであります。これは特にショートステイの利用者が多くなっているためであります。3目地域密着型介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節1負担金、地域密着型介護サービス給付費負担金60万9,000円の追加は、給付の増が見込まれるためであります。これは特にグループホームの利用者が多くなっているようであります。5目施設介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金、細節1負担金、施設介護サービス給付費負担金941万4,000円の追加は、老健施設への入所者が増えたことによります。

2款保険給付費5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費18節負担金補助及び交付金、細節1負担金、特定入所者介護サービス費負担金187万5,000円の追加は、給付の増が見込まれるためであります。

8款予備費1項予備費1目予備費18節予備費1,768万5,000円の減は、歳入歳出調整のための減であります。

以上のとおり、全て給付費及び事業費の増額が見込まれるための補正であります。

なお、9月補正において前年度繰越金を全額予備費に充用したことから、予備費を減額し、歳出に充当するものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 伺います。1項のところでショートステイが多くなったとか、それからグループホームが多くなったとかということで歳出が増額してはいますが、実際その特養に入るのに、結局特養に入れないからショートステイを利用してください

ということになってると思うんですけども、町の方では待機者をどのくらいみえますか。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 特養の待機者につきましては、調整会議等で行うこととなっております。ただ、最近ですね、年3回か4回開催されるんですが、この何月かな、最近三、四カ月はまだ開催されてない状態であります。そして、これは特養に入所できないからといってこちらの方に回ってくるのではないと思われま。これはちゃんとケアマネがそれなりの調整をとって入所とか決めている問題であると思われま。また、介護度3以上でないと特養には入れないので、そこら辺もあると思われま。特養に入れなかった方々がこちらに回ってきたというようなことはないと思われま。あと、前に調整会議に出た際は、まずそんなに待機者はいないという認識でありますので、そのように特養に希望とか条件が合えば特養の方にも入れるのかなと思われま。それはまだ調整会議で調整する段階ですので、ちょっとここでは何とも言えま。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めま。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されま。

日程第25、議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題としま。

当局の説明を求めま。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第22号、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,748万7,000円とする。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料1節現年度分特別徴収保険料77万円の追加は、保険料の収納見込みの増によるものであります。2節現年度分普通徴収保険料95万1,000円の追加も、これも保険料の収納見込みの増によるものであります。

3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金1節保険基盤安定繰入金158万8,000円の増は、額確定に伴い歳出との調整のためであります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金、1の負担金、後期高齢者保険料納付金330万9,000円は、納付額確定のための追加と後期高齢者医療保健基盤安定負担金158万8,000円の追加は、額確定によるものであります。これらは全て連合会に支払われるものです。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、令和2年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

このたびの補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ275万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,222万7,000円とするものでございます。

令和3年3月4日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 森 田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに歳入をご説明いたします。

6・7ページをご覧ください。

1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入につきましては、令和2年度の実績見込みがほぼ固まったことによる予算額の整理のための補正でございます。2項財産売払収入1目物件売払収入につきましては、森林整備センターによる県有林の売払いにおいて、年度内に成立する見込みとなった案件が生じました。これにより物件売払収入の実績見込みがほぼ固まりましたので、当初予算額との差額118万4,000円を追加補正するものでございます。

2款繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金1,212万7,272円のうち、予算未計上分162万7,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

1款財産管理会費1項総務管理費2目財産管理費につきましては、歳入でご説明いたしました財産貸付収入及び財産売払収入の補正により収入見込みがまとまったことによ

る、各郷中への交付金の精算交付のための追加補正でございます。

2 款予備費につきましては、歳入歳出総額の調整のため201万円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(「課長、ここ区分何も書いてねえで。連なってらで。説明しえ。要らねえの」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 今、予備費の欄についてのご質問があったと思いますが、予備費に関しては目までございまして、節はございませんのでこの表示となりますので、ご了承ください。

(「分がった」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第24号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第24号を説明いたします。

議案第24号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度の八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,998万6,000円とす。

令和3年3月4日提出

八峰町長 森田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。1款診療収入1項外来収入2目歯科診療報酬収入1節歯科診療報酬収入102万円の減は、精算見込みによる減額であります。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。2款医業費1項医業費2目歯科医業費11節役務費4の手数料102万円の減は、技巧物の作成手数料の減額によるものであります。

以上、よろしくご審議をお願いします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 歯科診療が全国的に、このコロナの中でどこも営業が大変だっというふうなのがよく流れてくるんですけども、八峰町はどうなのかなってこういうも心配してたんですけども、コロナな影響で会計の方に何か差し支えあったでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまのご質問にお答えします。

コロナの影響かどうか分かりませんが、昨年と比べ、2月末現在ですとね330人の患者が減っております。

○7番（見上政子さん） 減ってる。

○福祉保健課長（堀江広智君） ええ、減っております。なので、まあおそらくコロナの影響かとは思われますけども、ずっと月ごとを追っていきますと、やはり5月頃から減っている、昨年と比べてですね減っているように思われます。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第28、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長(佐々木高君) それでは、朗読させていただきます。

発議第1号

令和3年3月4日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者	八峰町議会議員	芹 田 正 嗣
賛成者	同 上	腰 山 良 悦
〃	〃	水 木 壽 保
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和3年度八峰町一般会計及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入を集中的に審査するためであります。

次のページをお願いします。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

名称、予算特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によります。

目的、次の議案について審査することを目的とします。議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算、議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第28号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第31号、令和3年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

設置の期間、令和3年3月4日から令和3年3月19日まで。

委員の定数、11名。

予算審査に関する特別委員会分科会（常任委員会）の所管事項は、別紙のとおりとします。

総務民生分科会の所管事項として、令和3年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項、次の令和3年度八峰町特別会計予算に関する事項として、沢目財産区特別会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、介護保険事業勘定特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、町営診療所特別会計予算。

教育産業建設分科会の所管事項として、令和3年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項、次の令和3年度八峰町特別会計予算に関する事項として、合併処理浄化槽事業特別会計予算、次の令和3年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、簡易水道事業会計予算、下水道事業会計予算、特別会計への繰入に関する事項として、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 4時51分 休 憩

午後 4時51分 再 開

○議長(門脇直樹君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第29、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

本日の会議時間は、ご承知のとおり押しております。したがって、八峰町議会会議規則第9条第2項の規定により本日の日程終了まで延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延長することに決定しました。

日程第30、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第25号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、令和3年度八峰

町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31、議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第32、議案第27号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第33、議案第28号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第34、議案第29号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第35、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第36、議案第31号、令和3年度八峰町当診療所特別会計予算、日程第37、議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第38、議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第39、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてを議題とします。

ただいま議題となっています議案第34号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第40、議案第35号、八峰町教育長の任命についてを議題とします。

教育長の退室を許します。

（教育長 川尻茂樹君 退室）

○議長（門脇直樹君） 当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第35号、八峰町教育長の任命についてを説明いたします。

八峰町教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町峰浜水沢字40番地、氏名は川尻茂樹さんで、昭和31年12月8日生まれで

す。

提案理由ですが、現教育長の川尻茂樹さんが令和3年5月9日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

川尻さんは、学校現場の状況をよく知っている教育長として、また、誠実で温厚な人柄で八峰町教育委員会の職員の力をまとめてくれておりますし、教育委員会と学校現場と保護者との連携もよくとっていただいていると評価しています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、時の総理大臣が突然に小・中学校の臨時休校を発表した際には、翌日すぐに臨時休校への対応を指示するとともに、保護者への周知と児童生徒の学習方法のお願い、さらには規模を縮小した卒業式や入学式の開催など、迅速に対応してくれたことについても評価するものであります。さらには、八峰町内の児童生徒の学力向上、ICTを活用した教育の推進、コミュニティスクール事業の発展などにも貢献してくれております。

以上のことを踏まえ、議員の皆様からもご理解の上、川尻教育長を再任命することに対し、ご同意していただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（門脇直樹君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票、反対のうち白票ゼロ票です。

以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第35号は原案のおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

（教育長 川尻茂樹君 入室）

○議長（門脇直樹君） ただいま再任されました川尻教育長より、熱い一言をご挨拶をお願いいたします。

○教育長（川尻茂樹君） ただいま教育長に再任していただきましてありがとうございます。再任されてからこう言うのもなんですけども、3年前に教育長になってから、本当、私、教育長でいいのかなと自問しつつ、まあやれることに専念してまいりました。まあいろいろ至らぬところありますけども、これからまず再任されましたので3年間、これから八峰町のために頑張りたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻よろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第41、議案第36号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第36号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町八森字八森273番地、氏名は秋田武英さん、昭和32年4月29日生まれの方で、現在の職業は宗教法人真行寺の住職さんであります。

提案理由ですが、八峰町教育委員会委員の金田 漸さんが令和3年5月16日をもって任期満了となることから、新たに秋田武英さんを八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

秋田さんは、資料として提示しているとおりであります。東北大学を卒業後、能代市役所に採用となり、教育部長、総務部長等を歴任し、平成30年3月に定年退職した方です。現役時の役職経験を生かし、一般行政と教育行政のバランスを保ちながら教育政策をチェックできる方であると考え、任命するものであります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（門脇直樹君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さんの3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（門脇直樹君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（門脇直樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（門脇直樹君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票、反対のうち白票ゼロ票です。

以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（門脇直樹君） 日程第42、議案第37号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第37号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町八森字家の後11番地9、氏名は佐藤孝之さん、昭和29年7月18日生まれの方です。

提案理由ですが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の佐藤孝之さんが令和3年5月16日をもって任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

佐藤さんは、資料にありますとおり平成30年5月17日から委員を務めていただいております、今回2期目ということになります。平成27年3月まで旧八森町商工会及び白神八峰商工会に勤務され、経営指導等を担当され、事業者へのサポート業務を通じて固定資産の評価については十分な知識と識見を有した方であり、適任者であり引き続き選任したいので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第43、議案第38号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第38号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町峰浜目名瀧字岩子73番地、氏名は芹田 薫さん、昭和32年3月15日生まれの方です。

提案理由ですが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の金平嘉孝さんが令和3年5月16日をもって任期満了となることから、新たに芹田 薫さんを八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

芹田さんは、昭和50年3月から現在まで、能代市の司法書士 土地家屋調査士武田孝義事務所に勤務されている方であり、調査測量や不動産登記事務、各種許認可手続事務などを通じて固定資産評価については十分な知識、識見を有した方であり、適任者であり新たに選任したいので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第44、議案第39号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 議案第39号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所は八峰町八森字椿台99番地14、氏名は小林孝一さん、昭和29年11月3日生まれの方です。

提案理由ですが、八峰町固定資産評価審査委員会委員の神垣睦廣さんが令和3年5月16日をもって任期満了になることから、新たに小林孝一さんを八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

小林さんは、平成27年3月まで35年間、旧八森町役場及び八峰町役場に勤務され、税務経験が11年で、固定資産税を担当したこともあり、税務課長も務められた方であり、固定資産評価をはじめ、税全般に広い知識を有している方であり、適任者であ

り選任したいので、よろしく願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この委員の仕事の繁雑さというのはどの程度なのか、ちょっと紹介してください。

○議長（門脇直樹君） 2番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまの質問にお答えします。

固定資産評価審査委員会は、固定資産台帳に記載された評価についての異議申し立て、その他についての評価をします。審査をします。4月1日に固定資産台帳を出して、それから3カ月以内に異議申し立てがあった場合に審査会で協議するということになっておりますので、会議は年1回、これまで開催しております。これまで異議申し立てがあったのは、過去に年2回だけです。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

5分間休憩いたします。27分より再開いたします。

午後 5時21分 休 憩

.....

午後 5時25分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第45、陳情第8号、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

令和2年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情について、1月20日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、新たなウイルスの感染や自然災害に対応し、経済への影響を最小限に押さえ込むためにも、医療、介護、福祉、そして公共衛生の施策の拡充は必要であることから、この陳情については、全会一致で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第8号、安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は採択とすることに決定されました。

（「議長、退席をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 退席。

（「ちょっと時間だけ退席」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 許可します。

休憩します。

午後 5時28分 休 憩

午後 5時30分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第46、陳情第9号、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

令和2年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情について、1月20日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、収入のある方もおり、一律に窓口2割負担化を中止すべきではないという反対意見もありましたが、高齢者所得の8割が公的年金を占め、その7割が公的年金のみの世帯となっている中、医療費の窓口負担2割化は受診の抑制を強め、疾病の早期発見が遅れ、その結果、医療費の高騰に繋がる恐れもあることから、この陳情については、賛成多数で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長は、しばしお待ちください。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私は、反対の立場から討論いたします。

75歳以上、後期高齢者といえども、例えば不動産所得、家賃収入など、また、会社の役員報酬などで高額な所得のある方もいらっしゃいます。一律2割を求めるべきではないと思います。その負担は必ず若者に返ります。ある程度の所得のラインを設けるべきだと思います。よって、この陳情には反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 賛成討論を行います。

この75歳以上、団塊の世代が増えたからと、これを2割にして社会保障を削るということは、これはやはり戦後生まれの我々を含めた団塊世代ですけれども、高齢になっていくことはもう明らかで、これはもう政府の責任で、この流れが途中で断ち切ることはできない、こういう流れになっているのに対してやはり責任をもってこの人たちに、人数が多いからといってそういう人たちに負担を強いるのはおかしいと思います。もっともっと削るところは、国の政府の財政の中で削るところはいっぱいあると思いますけれども、今、この私たちにこの負担を強いることは、今、国民年金とか本当に、まあこの制度は200万円の収入ということですが、200万円以上の収入ということでは公務員よりもちょっと少ない年金に当てはまるのではないかと思います。大半の人がこの世代に当てはまると思いますので、これは病院の行き渋りとかこういうものを含めて医療費がますます増大する可能性もありますので、私はこの陳情に賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 高齢になってから今までどおり負担を従来のまま1割でごめんしてほしいという主張であればですね、経済的にもたないということで、75歳が非常にこれから占めてくる人口状況にあってですね、年いっててもやっぱり往々の負担をしてもらって、若い世代にはそのしわ寄せ行かせないようにするということが今回の値上げの問題だわけですから、この陳情に対して一律に2割負担をするなというふうな主張はですね到底認められないというふうに思うので、この陳情に対しては反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委

員長報告は採択とするものです。陳情第9号、75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は採択とすることに決定されました。

日程第47、陳情第10号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 報告いたします。

令和2年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施設の改善を国に求める」意見書提出の陳情を、1月20日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、高齢化の進展により今後更なる高まる介護需要に応じていくためにも、また、感染症のような新たな事態に対処していくためにも、安心してできる介護保険制度への抜本的な改善が必要であることから、全会一致で採択することに決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はお待ちください。

これより陳情第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第10号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（門脇直樹君） 賛成多数です。したがって、陳情第10号は採択とすることに決定されました。

日程第48、陳情第11号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

本件については、先の12月定例会において総務民生常任委員会に付託となり、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

令和2年12月定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情を、1月20日、総務民生常任委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その結果、地域医療構想を新型コロナウイルス感染症や今後の新興インフルエンザ感染症対策などを考慮し、抜本的に見直すことが必要であり、全会一致で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はお待ちください。

これより陳情第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 委員会の中で、この内容について十分審議検証したのかどうかお伺いします。

○議長（門脇直樹君） 委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 慎重に審議いたしました。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） どっから資料をもらって調査かなんかしましたか。

○議長（門脇直樹君） 水木委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） 事務局より資料をもらいました。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 事務局長、どのような資料を提出したんですか。もし分かったらですね、後からでもいいですから配付してください。

○議会事務局長（佐々木高君） はい、分かりました。

○議長（門脇直樹君） 後で提出してください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第11号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第11号は採択とすることに決定しました。

日程第49、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私は、この陳情に対しては反対であります。

陳情項目の中で1項目め、時間割1,500円と、あるというふうに目指すということで書いてはおりますけども、1日当たり8時間働けば1万2,000円、25日働けば30万円です。30万円の最低保障を出せるような企業が町の中にあるんですか。アルバイトですよ。そういうふうなことを書いた陳情をとて八峰町議会として出すという考えになるということは、私は到底思えない。そういうことからですね、反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 今、コロナ禍の中で、この低賃金の生活で失業して大変だという声がよく聞かれて、若者が苦しんでおります。まず今、全国一律で1,500円にするということが大きな意味があると思います。働いてる人たちが全てやはり、どこに行っても

安心して暮らせる、秋田県においてもその1,500円で安定した生活ができる、そしていろいろな面でまだまだ若い人たちについては、パートとか、それから産休が取れないとか、いろいろなことがありますけれども、まずこの1,500円一律にすることで、都会からも地方に行ったら住みやすいんだという、かえって地方に行った方が家賃が少なくて済むし、都心から地方に流れてくるというこういうことも考えられるのではないかと思います。この中では、最低賃金の引き上げが確かに経営者には大変な負担になると思うんですけども、これを同時並行して中小企業への支援を最大限拡充していく、こういうことを国に求めるということですので、これは賛成するべきではないかと私は思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、17日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。長時間ご苦勞様でした。

午後 5時49分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 10番 芦 崎 達 美

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

